

## 別添

○ビジネス関係者の一時的な入国章  日本の約束の概要	1
○ビジネス関係者の一時的な入国章  各国の約束の主な改善点	2
○投資章／国境を超えるサービスの貿易章／金融サービス章 日本の留保	6
○投資章／国境を超えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目	17
○政府調達章  附属書	30
○原産地規則及び原産地手続章附属書 品目別原産地規則(概要)	34
○繊維及び繊維製品章附属書 品目別規則(概要)	75



# ビジネス関係者の一時的な入国章 日本の約束の概要

カテゴリー	概 要	
	定義・趣旨等	滞在期間・条件・制限等
短期の商用訪問者	物品又はサービスの販売のための交渉を行う者 業務上の拠点を設けるための準備活動を行う者 その他これに類似する活動を行う者	90日を超えない期間 更新可 日本国内から報酬を得ない 一般公衆への直接の販売に従事せず、自ら物品・サービス提供しない
企業内転勤者	他国の企業から日本にあるその支店・代表事務所等に転任する者のうち次のいずれかの活動を行う者 ・支店長・代表事務所長としてその管理をする活動 ・役員・監査役として企業を管理する活動 ・企業の部門を管理する活動 ・自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動	5年を超えない期間 更新可 日本への入国・滞在に係る申請直前の1年以上当該企業に雇用されていること
投資家	日本での事業に投資してその経営を行う者 日本での事業に投資している外国人に代わってその事業の経営を行う者 日本での事業で外国人が投資しているものを管理する者	5年を超えない期間 更新可
資格を有する自由職業家	日本の法令による次の資格を有する法律・会計・税務等の各サービス提供者： 弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、海事代理士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士	5年を超えない期間 更新可
独立の自由職業家	日本の公私の機関との個人的な契約に基づき次のいずれかの活動を行う者： (a)自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動 (b)日本の大学等で研究・研究の指導・教育をする活動	5年を超えない期間 更新可
契約に基づくサービス提供者	日本に拠点が無い他の締約国の公私の機関の被用者で次のいずれかの活動を行う者： (a)自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動 (b)日本の大学等で研究・研究の指導・教育をする活動	5年を超えない期間 更新可 日本の公私の機関と他国の公私の機関の間でサービスに関する契約が締結されていること 同契約においてサービス提供者と日本の公私の機関との間に労働契約が成立していること
同行する配偶者及び子	「短期の商用訪問者」以外の各カテゴリーのビジネス関係者に同行する配偶者及び子	滞在期間は原則として同行するビジネス関係者(扶養者)と同じ期間 日本の法令に従って認められた配偶者及び子で、同行するビジネス関係者から扶養を受け、在留資格「家族滞在」で認められる範囲の活動に限る 配偶者は申請して許可を受けることにより就労可能な在留資格への変更も可能

## ビジネス関係者の一時的な入国章 各国の約束の主な改善点

対象国	カテゴリー	約束の概要(現状)		改善点(TPP発効後)	
		内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等	内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等
シンガポール	改善点なし				
ニュージーランド	独立の自由職業家	なし	なし	高度な技術的・専門的技能を有する自営のビジネス関係者(3年以上の大学教育,6年以上の実務経験等が必要)	滞在期間:最長12月(経済需要テストを条件に)
チリ	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する家族(配偶者,親,子)	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可) (報酬を得る活動は不可だが,申請により扶養を受けない資格へ変更できれば就労可能)
チリ	同行する配偶者及び子	なし	なし	独立の自由職業家及び技術者に同行する家族(配偶者,親,子)	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可) (報酬を得る活動は不可だが,申請により扶養を受けない資格へ変更できれば就労可能)
チリ	同行する配偶者及び子	なし	なし	契約に基づくサービス提供者に同行する家族(配偶者,親,子)	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可) (報酬を得る活動は不可だが,申請により扶養を受けない資格へ変更できれば就労可能)
チリ	同行する配偶者及び子	なし	なし	投資家に同行する家族(配偶者,親,子)	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可) (報酬を得る活動は不可だが,申請により扶養を受けない資格へ変更できれば就労可能)
ブルネイ	短期の商用訪問者	なし	なし	一般公衆への直接販売を除き,物品販売,流通,小売りの商談,サービスの販売交渉,会議参加,ビジネス提携者との協議,貿易イベント・博覧会への参加等を行う者	滞在期間:3月まで,最長12月まで更新可
ブルネイ	短期の商用訪問者	なし	なし	「Installers and servicers(機械設備設置サービス提供者)」 (新たなカテゴリーを追加)	滞在期間:3月まで,最長12月まで更新可

**ビジネス関係者の一時的な入国章 各国の約束の主な改善点**

対象国	カテゴリー	約束の概要(現状)		改善点(TPP発効後)	
		内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等	内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等
ブルネイ	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する配偶者及び扶養家族	滞在期間:扶養者と同じ(3年まで,最長5年まで更新可)  エネルギー分野で高度に専門的又は中核となるサービスを提供する自由職業家として就労する配偶者や扶養家族は,2年まで,経済需要テストが必要になる可能性あり その他の自由職業家として就労する配偶者や扶養家族は,計12月までか契約期間のどちらか短い方,最初の期間は3月,更に3月の更新可,12月を超える更新可だが経済需要テストが必要になる可能性あり
ブルネイ	自由職業家	なし	なし	専門的な活動を行う目的で,提供するサービスに関連する適切な教育と資格を持つ者	滞在期間: エネルギー分野の高度に専門的又は中核となるサービス提供者は,2年までか契約期間のどちらか短い期間(最長5年まで更新可) その他の自由職業家は,12月までか契約期間のどちらか短い方(最初の期間は3月,更に最長3月まで更新可)
ブルネイ	同行する配偶者及び子	なし	なし	自由職業家に同行する配偶者及び扶養家族	滞在期間:扶養者と同じ  自由職業家カテゴリーに規定されている自由職業家として就労可,2年まで,更新可だが経済需要テストが必要になる可能性あり
ブルネイ	投資家	なし	なし	投資の設立・展開をした,又はしようとするビジネス関係者で,投資に関するあらゆる問題に対処する目的の者	滞在期間:3月まで,最長12月まで更新可
米国	約束なし				
オーストラリア	短期の商用訪問者	なし	なし	「Installers and servicers(機械設備設置サービス提供者)」 (新たなカテゴリーを追加)	滞在期間:3月まで
ペルー	同行する配偶者及び子	なし	なし	投資家に同行する配偶者	滞在期間はペルーの法令に従う
ペルー	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する配偶者	滞在期間はペルーの法令に従う

## ビジネス関係者の一時的な入国章 各国の約束の主な改善点

対象国	カテゴリー	約束の概要(現状)		改善点(TPP発効後)	
		内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等	内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等
ベルー	技術者	技術的なレベルの業務(建設技術者・グラフィックデザイナー・エンジニアインスペクターなど)	滞在期間:1年,更新可	左記に加え,配管工,土地測量技師,建築技師などの職種を多数追加	滞在期間:1年まで,更新可
ベトナム	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する配偶者及び扶養家族	滞在期間:扶養者と同じ(3年,更新可)
ベトナム	短期の商用訪問者	サービス提供者を代表してサービス販売の交渉をする目的の者(一般公衆に直接販売やサービス提供しないもの)	滞在期間:90日	同左	滞在期間:6月
ベトナム	投資家	・相手国の法人の経営者・役員であり,ベトナムにおける業務上の拠点設置の責任者 ・サービス提供に直接従事せず,主要な拠点を他国に有し,ベトナム国内に他の拠点を有しないこと	滞在期間:90日	同左	滞在期間:1年
ベトナム	同行する配偶者及び子	なし	なし	投資家(拠点設置責任者)に同行する配偶者及び扶養家族	滞在期間:扶養者と同じ(1年) 数次入国可
ベトナム	契約に基づくサービス提供者	拠点のない企業の被雇用者で,サービス提供に係る企業間の契約に基づく業務に従事する者(コンピュータ関連サービス,法律サービス,流通サービス,教育サービス等 列挙された分野に限る)。また,当該企業に2年以上雇用されており,企業内転勤者の「スペシャリスト」の要件を満たす者で,かつ,次のいずれかを有する者。 1.大学の学位又は技術にかかる資格の証明 2.ベトナムの法律に従って要求される資格 3.少なくとも5年の実務経験	滞在期間:90日か契約期間のどちらか短い期間	同左	滞在期間:6月か契約期間のどちらか短い期間 更新可
ベトナム	同行する配偶者及び子	なし	なし	契約に基づくサービス提供者に同行する配偶者及び扶養家族	滞在期間:扶養者と同じ(6月か契約期間のどちらか短い期間) 更新可
マレーシア	短期の商用訪問者	なし	なし	「Installer and servicer(機械設備設置サービス提供者)」(新たなサブカテゴリーを追加)	滞在期間:合計6月以下
マレーシア	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する扶養家族(配偶者のみ)	滞在期間:2年まで,2年ごと更新可,最大合計5年まで(一部は最大合計10年まで) 就労可

## ビジネス関係者の一時的な入国章 各国の約束の主な改善点

対象国	カテゴリー	約束の概要(現状)		改善点(TPP発効後)	
		内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等	内容(定義,趣旨等)	滞在期間・条件・制約等
メキシコ	短期の商用訪問者	一般公衆に直接販売,サービス提供せず,メキシコ国内から報酬を受けずに,物品・サービスの販売のための交渉,投資財産設立準備活動等を行う者	滞在期間:30日	左記に加え,アフターセール,アフターリース,機械設備の販売,会社の経営・幹部としての任務遂行などを追加	滞在期間:180日まで
カナダ	短期の商用訪問者	一般公衆に直接販売,サービス提供せず,カナダ国内から報酬を受けずに,サービスの販売のための会議,交渉,拠点設置準備等を行う活動	滞在期間:90日	左記に加え,研究,流通,アフターセール,アフターリースに係る活動などを追加	滞在期間:6月まで,更新可
カナダ	企業内転勤者	「Executives」,「Managers」,「Specialists」のサブカテゴリーに該当する企業内転勤者	滞在期間:最長3年	「Management trainee on professional development(専門家育成に基づく管理職見習い)」(新たなサブカテゴリーを追加)	滞在期間:3年まで,更新可
カナダ	同行する配偶者及び子	なし	なし	企業内転勤者に同行する配偶者	滞在期間:扶養者と同じ(3年まで,更新可)
カナダ	投資家	なし	なし	投資の設立・展開をしようとするビジネス関係者(幹部等)で,相当程度額の出資をしている,あるいはしようとしている者	滞在期間:1年まで,更新可
カナダ	同行する配偶者及び子	なし	なし	投資家に同行する配偶者	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可)
カナダ	自由職業家及び技術者	専門的職業(理論的・実践的知識,4年以上の大卒程度の学歴,2年間の報酬付き実務経験等が必要)	滞在期間:90日まで又は契約期間のうち短い方の期間	同左	滞在期間:1年まで,更新可
カナダ	自由職業家及び技術者	なし	なし	技術者(理論的・実践的知識,2年以上の大卒程度の学歴,4年間の報酬付き実務経験等が必要)	滞在期間:1年まで,更新可
カナダ	同行する配偶者及び子	なし	なし	自由職業家及び技術者に同行する配偶者	滞在期間:扶養者と同じ(1年まで,更新可)

## 投資章 / 国境を超えるサービスの貿易章 / 金融サービス章 日本の留保

分野	関連する章	留保の種類	留保する措置 (法令名(略称)のみ)	措置の概要	
<b>現在留保(発効時に存在し、今後も維持することができる措置)</b>					
1	農林水産業(植物育成者権)	投資	内国民待遇 最恵国待遇	・種苗法	<p>日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除く(ほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。)</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>
2	農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書二の日本国の表の九の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>
3	自動車分解整備業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送車両法	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
4	事業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業安定法 ・労働者派遣法 ・港湾労働法 ・船員職業安定法 ・建設労働者の雇傭改善等法	<p>日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。</p> <p>(a) 民間の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービスを含む。)</p> <p>(b) 労働者派遣サービス(港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。)</p> <p>職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。</p>
5	回収代行のサービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・債権管理回収業特別措置法 ・弁護士法	<p>法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。</p> <p>いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。</p>
6	建設業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建設業法 ・建設工事資材再資源化法	<p>1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>



7	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・酒税法	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる(酒税法第十条第十一号)
8	公共卸売市場において提供される卸売サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・卸売市場法	中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するために、中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合には、公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
9	高等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
10	熱供給業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
11	電気通信業	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役会	・日本電信電話株式会社法	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
12	電気通信業及びインターネット付随サービス業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
13	船舶製造・修理業、船用機関製造業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・造船法	総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。
14	医薬品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
15	皮革製造業及び皮革製品製造業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

16	船舶の国籍に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	市場アクセス	・船舶法	日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス(旅客及び貨物運送サービスを含む。)を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。
17	計量サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・計量法及び施行規則 ・指定定期検査機関等に関する省令	1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長の)の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。)を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
18	医療及び福祉	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働保険料徴収等に関する法律及び施行規則	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
19	鉱業及び鉱業に付随するサービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・鉱業法	日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 注釈 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。
20	石油業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
21	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁護士法	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならないが、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
22	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・外国法事務弁護士法	外国法に関する法的助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならないが、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
23	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・弁理士法	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
24	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・公証人法	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
25	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・司法書士法	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならないが、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
26	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・公認会計士法	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

27	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・税理士法及び施行規則	税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならない、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
28	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・建築士法	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業として行う場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
29	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・社会保険労務士法	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
30	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・行政書士法	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
31	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・海事代理士法	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
32	自由職業サービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・土地家屋調査士法	土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
33	不動産業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・宅地建物取引業法 ・不動産特定共同事業法 ・マンション管理適正化法	1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
34	不動産鑑定業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・不動産鑑定評価法	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
35	船員	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス	・船員法 ・運輸省通達	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
36	警備業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行う外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
37	職業上の安全及び衛生に関するサービス	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・労働安全衛生法 ・登録製造時検査機関等に関する規則 ・作業環境測定法及び施行規則	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
38	測量業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・測量法	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

39	航空運輸業	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員等の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を保有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより4(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
40	航空運輸業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空法	<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員等の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
41	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会	・航空法	<p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員等の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>

42	通関業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・通関業法	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
43	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。
44	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)	投資	内国民待遇 最恵国待遇 経営幹部及び取締役 役会	・貨物利用運送事業法及び施行規則	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の上三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
45	鉄道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
46	道路旅客運送業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
47	道路運送業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法	1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。 それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場合に行われる。 3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認められる場合に行われる。

48	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス	・道路運送法	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の必要の考慮に従う。
49	運輸に付随するサービス業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・水先法	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
50	水運業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・外国等による外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱に対する特別措置法	他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積み込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
51	水運業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響をもたげることになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 注釈 この概要において、この附属書の十の項、十二の項、十四の項、三十六の項、四十五の項、四十六の項、五十四の項及び五十六の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条(安全保障のための例外)が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く。)は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。
52	水運業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 市場アクセス	・船舶法	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
53	技能検定	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス 現地における拠点	・職業能力開発促進法	営利を目的としない一部の特定の団体(事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人)は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
54	上水道業	投資	内国民待遇	・外為法 ・対内直接投資等政令	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
55	家畜	国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点	・家畜商法	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならない。その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。
56	航空機製造修理業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・航空機製造事業法	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。

57	銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	金融サービス	内国民待遇	・預金保険法	預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。
58	保険及び保険関連のサービス	金融サービス	国境を越える貿易	・保険業法 ・保険業法施行令 ・保険業法施行規則	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

分野	関連する章	留保の種類	現行の措置(存在する場合のみ法令名(略称)を記載)	措置の概要
<b>将来留保(将来新たに規制を導入することができる分野)</b>				
1 全ての分野	投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会		1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した禁止、制限又は措置を維持できる。
2 全ての分野	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・電気通信事業法 ・郵便法 ・民間事業者による信書の送達に関する法律 ・競馬法 ・モーターボート競争法 ・自転車競技法 ・小型自動車競争法 ・当せん金付証券法 ・通貨の単位・貨幣の発行等に関する法 ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律	日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注釈1 この協定の効力発生時においては、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売は、指定された企業又は政府機関にのみ認められている。 注釈2 この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に規定する信書便の役務(ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。)をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。
3 全ての分野(認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス)	国境を越えるサービスの貿易	市場アクセス		日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJSC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
4 宇宙開発産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法	日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
5 武器産業 火薬類製造業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・武器等製造法 ・外為法 ・対内直接投資等政令	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受け又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス
6 放送業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役 役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・電波法 ・放送法	日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいふ(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第一号)、オンデマンド・サービス(インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。)を含まない。



7	初等及び中等教育サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・教育基本法 ・学校教育法 ・私立学校法	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
8	電気業 ガス業 原子力産業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 最恵国待遇 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・電気事業法 ・ガス事業法 ・最終処分法	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 [産業分類] J S I C 〇五一九*1 その他の金属鉱業 J S I C 二三九一 核燃料製造業 J S I C 二八一*2 電子デバイス製造業 J S I C 二八二*2 電子部品製造業 J S I C 二八九*2 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九一*2 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 J S I C 二九二*2 産業用電気機械器具製造業 J S I C 二九六*2 電子心用装置製造業 J S I C 二九七*2 電気計測器製造業 J S I C 二九九*2 その他の電気機械器具製造業 J S I C 二九五二*2 一次電池(乾電池、湿電池)製造業 J S I C 三〇*2 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一三*2 船舶製造・修理業、船用機関製造業 J S I C 三一五九*2 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 J S I C 三一九九*2 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 三三 電気業 J S I C 三四 ガス業 J S I C 八八九九*2 他に分類されない廃棄物処理業 J S I C 九〇〇一*2 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く) J S I C 九〇二*2 電気機械器具修理業 注釈 J S I Cの番号に付された*1は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が核物質に限られることを意味する。 J S I Cの番号に付された*2は、当該番号の下での活動のうち留保の対象となる活動が原子力産業に関連する活動に限られることを意味する。
9	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点	・外為法 ・対内直接投資等政令 ・外国人漁業規制法 ・E E Zにおける漁業等に関する主権的権利行使法	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
10	土地取引に関する事項	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇	・外国人土地法	政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
11	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	国境を越えるサービスの貿易及び投資	内国民待遇 最恵国待遇 特定措置の履行要求 経営幹部及び取締役会 市場アクセス 現地における拠点		日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス(所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅)への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
12	警備業	国境を越えるサービスの貿易	内国民待遇 市場アクセス 現地における拠点	・警備業法	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

13	航空運輸業	投資	内国民待遇 特定措置の履行要 求 経営幹部及び取締 役会		日本国は、日本国内において、空港及び第十一条(定義)に規定する空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
14	全ての分野	国境を越える サービスの貿易 及び投資	最恵国待遇		<p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇 を与える措置であって、次のいずれかの事項に係るものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)</p>
15	保険及び保険関連の サービス	金融サービス	内国民待遇 国境を越える貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険業法</li> <li>・保険業法施行令</li> <li>・保険業法施行規則</li> </ul>	<p>日本国は、他の締約国において設立された当該締約国の国境を越える金融サービス提供者が提供する次のサービス(本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。)を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第十一条の国境を越える金融サービスの提供の定義の(b)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのもから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>(b) 再保険、再再保険及び第十一条(定義)の金融サービスの定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>注釈 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>

## 投資章 / 国境を越えるサービスの貿易章 / 金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

内国民待遇(NT)、最恵国待遇(MFN)、市場アクセス(MA)、拠点設置要求禁止(LP)、特定措置の履行要求禁止(PR)、経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務(SMBD)					
対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
<b>ベトナム</b>					
ベトナム	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT、MFN、MA、LP、PR、SMBD
ベトナム	流通	経済需要テスト(ENT)	ベトナムに進出する外資系流通業は、2店舗目以降の小売店の設立について、経済需要テスト(ENT)による個別の出店審査の規制に服する。	TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、越全土において、1店舗目のみならず、2店舗目以降についても、ENTを免除する(ENTの廃止)。 なお、5年の同猶予期間内であっても、指定商業地区(ホーチミンのような都市圏)として計画された地域においては、500平米未満の小売店舗の出店の場合、2店舗目以降についても、ENTは適用されないことを明文化(協定発効後即時)。	NT
ベトナム	広告業	ジョイントベンチャー要求等の外資規制	外国人投資家は、ジョイントベンチャー設立、同分野の越企業との商業契約などを通じない限り、広告サービスを提供できない。	左規制を撤廃。	
ベトナム	試験・証明サービス	外資規制	輸送車両に関する試験・証明サービスは外資には開放しない。	左規制を撤廃。	
ベトナム	電気通信	外国人に対する規制	外国人サービス提供者による固定・携帯の地上波サービスの提供は、国際電気通信サービスの免許を有し、越企業との商業契約を通じる場合にのみ可能。	左規制を撤廃。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス	ジョイントベンチャー要求及び外資出資制限	劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス提供における外国人投資家による投資は、外資49%以下のジョイントベンチャーの形態のみ可能。	当該外資出資比率の制限が、協定発効後3年の猶予期間を経て、51%までに緩和。	NT
ベトナム	音響映像サービス(映画の映写)	外資規制	日越投資協定では音響映像分野全てを将来留保。 [その後、越は国内制度を以下に変更(緩和)。主要な記念日及び政治的、社会的、文化的必要性がある場合には、映画館はベトナム映画を上映しなければならない。 映画上映におけるベトナム映画の割合は20%以上でなければならない。また、18時から22時の間はベトナム映画を上映しなければならない。]	ベトナム映画を上映しなければならない場合を主要な記念日に限定。 ベトナム映画の上映割合20%の規制について、「1年間で」20%である旨明確化。また、18時から22時の間には、映画館の少なくとも1つのスクリーンでベトナム映画を上映するだけでよかった。 上記規制以外は自由化。	PR
ベトナム	音響映像(映画の制作、配給、映写)	拠点形態	ジョイントベンチャー若しくは業務提携契約の形態でのサービス提供のみ可能。	ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。	NT
ベトナム	音響映像(録音)	外資出資制限	自由化約束無し。	上限51%まで外国投資を許可。	NT
ベトナム	海運補助サービス	外資規制	通関サービスは、越企業とのジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資(100%未満)を通じた場合に限り、行うことができる。	当該外資規制を撤廃。	
ベトナム	運送に係る補助的サービス	外資規制	貨物運送仲介・貨物検査・コンテナ保管・倉庫等のサービスは、ジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資(100%未満)を通じて行わなければならない。	当該外資規制を撤廃。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	電気通信業(非設備ベース)	外資出資制限	ベトナムにおける電気通信業の非設備ベースサービスの提供は、ジョイントベンチャー若しくはベトナム会社の株式購入の形態(65%の外資出資規制あり)に限る。	TPP発効後5年以内にジョイントベンチャー要求若しくは外資出資規制を撤廃。	NT
ベトナム	電気通信業(設備ベース)	外資出資制限	ベトナムにおいて電気通信業の設備ベースサービスを提供する際には、基本サービスは49%、付加価値サービスは50%の外資出資規制あり。	現状の外資規制を、TPP発効後5年以内に全て65%まで引き上げ。	NT
ベトナム	娯楽、文化、スポーツ	外資出資制限	ベトナムにおいて電子ゲームサービスを提供する際には、49%の外資出資制限あり。	インターネット経由で提供される電子ゲームサービスについては、TPP発効後2年以内に同制限が51%まで緩和され、更にTPP発効から5年後には当該制限は撤廃される。	NT
ベトナム	不動産の賃借及び転貸(また貸し)	外資出資制限	自由化約束なし。	不動産の賃貸及び転貸(また貸し。例えば外資の大型スーパー・百貨店が自社の他に専門店をテナントとして入居させること。)について自由化。	NT
ベトナム	金融	外資出資制限	越当局が認める「戦略投資家」の地場銀行への出資を15%に制限。 越当局が総合的に判断し、指定する。越政府の政策の方向性(不良債権処理等)に合致しているかが審査の対象になるとの説明あり。	「戦略投資家」による地場銀行への出資上限を20%に緩和。ラチェット条項が適用される。	NT 金融機関の市場アクセス
ベトナム	海上運送(旅客、貨物)	サービス提供可能分野	外資会社の提供できる業務内容が限定されている。	業務内容に関する限定を解除。但しカボタージュを除く。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	内陸水路における運送 (旅客, 貨物)	拠点形態	ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但しカポタージュを除く。	NT
ベトナム	鉄道運送 (貨物)	拠点形態	ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但し、カポタージュ及びインフラビジネスを除く。	NT
ベトナム	研究・開発サービス (自然科学以外)		自由化約束無し。	留保せず, 自由化。	
ベトナム	運転者を伴わない賃貸サービス (航空機以外)		自由化約束無し。	留保せず, 自由化。	
ベトナム	実務サービス (建築物清掃, 写真, 梱包, 会議)		自由化約束無し。	留保せず, 自由化。	
ベトナム	海上運送 (船舶の賃貸, 船舶の保守・修理)		自由化約束無し。	留保せず, 自由化。但しカポタージュを除く。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	内陸水路における運送(船舶の保守・修理・支援サービス)		自由化約束無し。	留保せず、自由化。但しカボタージュを除く。	
ベトナム	鉄道運送(鉄道運送機器の保守・修理・支援サービス)		自由化約束無し。	留保せず、自由化。但し、カボタージュ及びインフラビジネスを除く。	
ベトナム	道路運送(業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理・支援サービス)		自由化約束無し。	留保せず、自由化。但しカボタージュを除く。	
ベトナム	製造業(自動車)		自動車の製造・組立は一括して将来留保。	座席数29席以上のバス・車輛の製造・組立のみ将来留保。	NT, PR
<b>マレーシア</b>					
マレーシア	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
マレーシア	流通	外資出資制限	流通分野に対して外資の出資を認めず、将来のあらゆる措置導入を留保。	デパート及び専門店に対する外資出資比率の上限を撤廃。コンビニは30%まで出資可能となった。ハイパーマーケット及びスーパーストアについては70%まで可能。コンビニはライセンス以外の外資が30%まで出資可能となることが明確化。 2店舗目以降のコンビニ出店に際しては、少なくとも3年前までの事業計画提出義務が制度としてあるが、実際、同制度の運用状況を踏まえ、今回、これにかかる留保を削除した(規制の緩和)。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	金融	外資規制	外銀の現地法人は上限8支店までしか設置不可。また、店舗外の新規ATM設置は認められていない。	TPP締約国について、支店設置の上限が16支店に緩和。また、店舗外の新規ATM設置制限を原則撤廃。これらの制限にはラチェット条項が適用される。	NT MFN 金融機関の市場アクセス
マレーシア	金融(損害保険)	外資規制	外国損害保険会社は国営再保険事業者から30%の再保険を購入しなければならない。	当該購入割合を2.5%に緩和。ラチェット条項が適用される。	NT
マレーシア	金融	外資出資制限	信用格付会社への外資出資比率の上限を49%に制限。	2016年末をもって当該制限を撤廃。	NT
マレーシア	製造業		全ての製造業について、輸出規制、ローカルの持分比率について将来留保となっていた。	全ての製造業(武器等除く)にかかる左記留保はなくなった。	
マレーシア	製造業		精糖、酒・アルコール飲料の製造、タバコ加工、紙巻タバコ、材木関連産業について、将来留保。	留保無しで自由化。	
マレーシア	製造業	外資出資制限	バイク、乗用車、商用車の製造、組立て将来留保。	自動車の製造及び組立てについて、外資49%までを許可。 ただし、1800cc以上かつRM150,000以上の高級乗用車、ピックアップトラック、商用車、ハイブリッド自動車、電気自動車、200cc以上のバイクの製造及び組立てについては、外資規制なし。	NT



対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	製造業	外資出資制限	パティック織物・衣類の製造について将来留保。	外資30%までを許可。	NT
マレーシア	製造業		パイナップル缶詰の製造について将来留保。	パイナップル缶詰の製造について、自身の農園の原料が100%供給されるプロジェクトに限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		パーム油の製造について将来留保。	パーム油の製造について、100%自身の農園の原料を使用する既存の独立した製油場のみ事業拡大を認める旨留保。(ただし、サバ州・サラワク州については例外あり。)それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		光学ディスクの製造について将来留保。	光学ディスクの製造について、既存事業の拡大は、製品を100%輸出する場合に限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		石油精製について将来留保。	石油精製を営む企業は、製品を100%輸出しなければならない旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	建設の一部及び事務に関連する機械・設備のリース・レンタルサービス	外資規制	ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資51%までを約束。	留保せず、自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	医療機器のリース・レンタルサービス	外資規制	ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資40%までを約束。	留保せず、自由化。	
マレーシア	技術検査・分析サービス	外資規制	ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。(ただし、マレー人が株式の30%以上を保有することが必要。)	留保せず、自由化。	
マレーシア	調査及び警備		将来留保。	留保せず、自由化。	
マレーシア	コンピューターを含む事務機械及び設備の保守・修理		将来留保。	留保せず、自由化。	
マレーシア	成人教育・その他教育		将来留保。	拠点設置及び登録が必要であることを除き、自由化。	NT, LP
マレーシア	鉄道運送(貨物、鉄道運送機器の保守・修理)		将来留保。	留保せず、自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	道路運送(貨物、業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理)		将来留保。	貨物運送については、外資49%までを認める(ただし、拠点設置及び登録が必要)。その他は留保無しで自由化。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
マレーシア	倉庫サービス		将来留保。	留保せず、自由化	
<b>シンガポール</b>					
シンガポール	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
シンガポール	娯楽、文化、スポーツサービス		スポーツ、その他娯楽サービスについて一部自由化約束無し。	留保せず、自由化。	
<b>ブルネイ</b>					
ブルネイ	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
ブルネイ	電子計算機及び関連サービス	外資規制	商業拠点はブルネイ登録企業を通してのみ可能。	外資規制を撤廃し自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ブルネイ	オペレーターを伴わない航空機関連の賃貸サービス	外資規制	代理店(ブルネイに恒久的住所を有すること)を通すこと、ブルネイ人に支配されている企業が所有するジェネラルセールス代理人を起用することでのみ投資可、それ以外は約束しない。	外資規制を撤廃し自由化。	
ブルネイ	広告サービス	外資規制	外資出資比率は30%を超えてはならない。	外資規制を撤廃し自由化。	
ブルネイ	航空機の保守及び修理		自由化約束なし。	留保せず、自由化。	
<b>豪州</b>					
豪州	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	原則、2億4800万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。 非居住者による土地購入は将来留保。	原則、10億9400万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。 非居住商業地域で遺産リストに掲載されている土地を購入する場合、500万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。また、非居住商業地域で遺産リストに掲載されていない土地の場合、5500万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。	NT, MFN, LP, PR, S MBD
豪州	地方政府の措置	-		これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性を強化。市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
豪州	輸送サービス	外資出資制限	カンタス航空の総外資出資比率を49%を上限とし、個人外国人投資家の株式保有は25%までの制限、外国航空会社による総出資比率は35%までの制限。	左規制のうち、「個人外国人投資家の株式保有は25%までの制限、外国航空会社による総出資比率は35%までの制限」の規制が削除。	NT, SMBD

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
豪州	全分野		<p>非公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の取締役がいなければならない。</p> <p>公開会社においては、少なくとも2人の豪州居住の取締役がいなければならない。</p> <p>非公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の書記役がいなければならない(当該会社が1人またはそれ以上の書記役を任命した場合)。</p> <p>公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の書記役がいなければならない。</p>	留保せず、自由化。	
豪州	海運業		船舶の登録に関する措置を将来留保。	船舶の登録には豪州側のマジョリティ支配、もしくは用船契約を必要とするなど、現在留保で留保を明確化。	NT, LP
<b>NZ</b>					
NZ	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	<p>「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。</p> <p>措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。</p> <p>ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。</p>	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
NZ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	<p>原則、外資許可を必要とする限度額について、以下のとおりとする。</p> <p>・NZの企業につき、25%以上の株式・支配権を取得し、その際の取引額が1億NZドルを超える場合。</p> <p>・新規事業の立ち上げ又は事業の財産の取得に1億NZドル以上の支出を伴う場合。</p>	<p>原則、外資許可を必要とする限度額について、以下のとおりとする。</p> <p>・NZの企業につき、25%以上の株式・支配権を取得し、その際の取引額が2億NZドルを超える場合。</p> <p>・事業の立ち上げ又は既存の事業の取得で、2億NZドルを超える支出を伴う場合。</p>	NT
<b>米国</b>					
米国	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	<p>「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。</p> <p>措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。</p> <p>ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。</p>	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
米国	地方政府の措置	-		<p>これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。</p> <p>市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。</p>	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
<b>カナダ</b>					

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
カナダ	全てのサービス(留保の記載方法)	-	これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
カナダ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	3億6900万カナダドル以上の資産を外資が買収する場合、政府許可が必要。	15億カナダドル以上の資産を外資が買収する場合、政府許可が必要。	NT, MFN, MA, PR, SMBD
カナダ	地方政府の措置	-		これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。 市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
カナダ	文化産業のサービス, 投資		カナダの文化関連のサービス業, 投資について将来留保。	外国のオンライン上の音響映像コンテンツへのアクセス制限措置を行わないことを明確化。	NT, MFN, LP, PR, SMBD
<b>メキシコ</b>					
メキシコ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	1億5000万米ドルに相当するペソ建ての投資については、政府許可が必要。	10億米ドルに相当するペソ建ての投資については、政府許可が必要。	NT
メキシコ	地方政府の措置	-		これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。 市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 内容もGATSより改善。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
メキシコ	エネルギー(炭化水素及び石油製品)		メキシコ国民及びメキシコ企業(外資排除条項を適用)のみ、ガソリンの小売、またはガソリン・ディーゼル・潤滑油・石油・添加物を流通・販売するためのガソリンスタンドを取得・設立・運営できる。	ガソリン・ディーゼル燃料の販売は、2016年1月1日より、メキシコ内で設立された外資を含む企業に対して、エネルギー規制委員会(ERC)の許可制とする。	LP
メキシコ	物の製造		経済省に認可された直接輸出者に対し、毎年、売り上げの最低40%、もしくは200万米ドル分の輸出要求を課す。 経済省に認可された間接輸出者に対し、毎年、売り上げの最低50%の輸出要求を課す。 経済省に認可され、営業する個人に対し、一定割合の輸出要求を課す。	留保せず、自由化。	
<b>チリ</b>					
チリ	全てのサービス			市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。	MA
チリ	全てのサービス		同一雇用者の下で働く労働者の85%はチリ人でなければならない。 雇用者となる者はチリ国内の代表者または受任者を構成しなければならず、チリ国内に住居及び住所を有する必要がある、労働及び社会保障法により課される義務や課され得る制裁に対応できる十分な権限を有する必要がある。	同一雇用者の下で働く労働者の85%はチリ人に加え、5年以上国内に居住している外国人も認められる。 雇用者に関する留保を撤廃し自由化。	NT, LP
<b>ペルー</b>					
ペルー	全てのサービス			市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 内容もGATSより改善。	MA

## 政府調達章 附属書

TPP交渉に参加した12箇国がこの章の適用を受ける政府調達の適用の範囲(対象機関, 対象物品, 対象サービス, 各調達の適用基準額, 適用除外となる調達)につき, 国別に所定の様式に基づき記載。

### 1 対象機関

各国が, 政府調達章の適用を受ける機関として「中央政府の機関」, 「地方政府の機関」及び「その他の機関」との区分の下で, 自国の対象機関をポジティブリスト方式で列挙。

### 2 各国の対象機関につき適用される基準額等

各国が約束した対象機関につき, 調達の対象となるものごとに個別に基準額を定め, 当該基準額以上の調達が本協定の対象となることとされた。各国の基準額は以下のとおり。

参考として, 下段に, それぞれの国が我が国と既に締結している複数国間又は二国間の国際約束において過去に約束した基準額を示した。TPP協定において基準額が引き下げられた部分は下線で示した。

(単位: 万SDR)		中央政府の機関		地方政府の機関		その他機関	
		物品及びその他サービス	建設	物品及びその他サービス	建設	物品及びその他サービス	建設
日本	TPP	10**	450	20**	1500	13**	450/1500
	GPA	10**	450	20**	1500	13**	450/1500
刊	TPP	<u>9.5</u>	500	20	<u>500</u>	<u>22</u>	<u>500</u>
	EPA	10	500	20	1000	30	1000
ベル-	TPP	<u>9.5</u>	500	<u>20</u>	<u>500</u>	<u>16</u>	<u>500</u>
	EPA	13**	500	20**	1500	16**	1500
豪州	TPP	13	500	35.5	500	<u>40</u>	500
	EPA	13	500	35.5	500	45	500
米国	TPP	13	500	-	-	16***	500
	GPA	13	500	35.5	500	16***	500
カタ	TPP	13	500	35.5	500	35.5	500
	GPA	13	500	35.5	500	35.5	500
NZ	TPP	13	500	-	-	40	500
	GPA	13	500	20	500	40	500



シンガポ ール	T P P	13	500	N.A.	N.A.	40	500
	E P A	10	-	N.A.	N.A.	10	-
	G P A	13	500	N.A.	N.A.	40	500
ブルネイ	T P P	13*	500	N.A.	N.A.	13*	500
ベトナム	T P P	13*	850*	-	-	200*	1500*
マレーシア	T P P	13*	1400*	-	-	15*	1400*
メキシコ ****	T P P / E P A	5.3	689.1	-	-	25.8	826.1

\* 経過期間が終了した後の最終的な基準額

\*\*一部のサービスについて高い基準額を設定

\*\*\* 25万米ドルの換算額

\*\*\*\* 対シの基準額は、2014年2月17日時点の推計値

### 3 我が国がT P P協定において追加的に得られた政府調達市場

#### (1) ベトナム，マレーシア，ブルネイの政府調達市場

これら3か国は、ほぼすべての中央政府機関がこの協定の適用対象となったことに加え、次の機関も対象として扱うこととされた。

##### ア ベトナム

(ア) ベトナム通信社 (Vietnam News Agency)

(イ) ホーチミン国家政治学院 (Ho Chi Minh National Academy of Politics)

(ウ) ベトナム社会科学院 (Vietnam Academy of Social Science)

(エ) ベトナム科学技術院 (Vietnam Academy of Science and Technology)

(オ) 34の公立病院

##### イ マレーシア

(ア) マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority)

(イ) マレーシア貿易開発公社 (Malaysia External Trade Development Corporation)

(ウ) マレーシア中小企業公社 (SME Corporation Malaysia)

(エ) マレーシア生産性公社 (Malaysia Productivity Corporation)

注 その他保健省傘下の公立病院，教育省傘下の公立学校はすべて本協定の対象とすることとした他，これまでのプミプトラ政策にも一定程度の制限が加えられることとなった。

##### ウ ブルネイ

(ア) ブルネイ通貨金融庁 (Authority Monetary Brunei Darussalam)

(イ) 被雇用者信託基金 (Employee Provident Fund)

#### (2) 我が国が国際約束を締結している国において追加的に解放された政府調達市場

##### ア 米国

(ア) デナリ委員会 (Denali Commission：アラスカ開発に関する連邦機関)

- (イ) テネシー川流域開発公社 (Tennessee Valley Authority)
- (ウ) ボンネビル電力公社 (Bonneville Power Administration)
- (エ) 西部地域電力公社 (Western Area Power Administration)
- (オ) 南東部電力公社 (Southeastern Power Administration)
- (カ) 南西部電力公社 (Southwestern Power Administration)
- (キ) 地方公益事業公社 (Rural Utility Service)

#### イ 豪州

- (ア) 豪州交通安全局 (Australian Transport Safety Bureau)
- (イ) 旧国会議事堂 (Old Parliament House)
- (ウ) 首都交通公社 (Capital Metro Authority)
- (エ) タスマニア観光 (Tourism Tasmania)

#### ウ カナダ

- (ア) カナダ社会資本庁 (Office of Infrastructure Canada)
- (イ) カナダ共有サービス庁 (Shared Services Canada)
- (ウ) PPP カナダ (PPP Canada Inc.)
- (エ) オンタリオ南部経済開発庁 (Federal Economic Development Agency for Southern Ontario)
- (オ) 大西洋海運 (Marine Atlantic Inc.)
- (カ) 検察庁 (Office of the Director of Public Prosecutions)
- (キ) 国立映画制作庁 (National Film Board)
- (ク) カナダ北方経済開発庁 (Canadian Northern Economic Development Agency)
- (ケ) カナダ環境影響評価庁 (Canadian Environmental Assessment Agency)
- (コ) カナダ人権博物館 (Canadian Museum for Human Rights) 等約30機関

#### エ シンガポール

- (ア) カジノ規制庁 (Casino Regulatory Authority)
- (イ) 公務員研修所 (Civil Service College)
- (ウ) シンガポール競争法委員会 (Competition Commission of Singapore)
- (エ) 不動産業評議会 (Council for Estate Agencies)
- (オ) 健康増進委員会 (Health Promotion Board)
- (カ) ホテル認可庁 (Hotels Licensing Board)
- (キ) 国家芸術評議会 (National Arts Council)
- (ク) 国立図書館 (National Library Board)
- (ケ) 科学センター (Science Centre Board)
- (コ) シンガポール土地管理局 (Singapore Land Authority)

#### オ その他

- (ア) カナダは、自動車修理サービス、人材派遣サービス等を新たな対象サービスとして追加。
- (イ) 豪州：中央政府機関等の法律サービス、教育サービス、金融サービス及び運

輸サービスを新たな対象サービスとして追加。  
(ウ) 基準額についても、上記 2 の表のとおり、チリ、ペルー、豪州において我が国に対する基準額引き下げが行われた。

### 第3章(原産地規則及び原産地手続章)附属書 品目別原産地規則(概要)

#### 1 解釈のための一般的注釈

●この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)産品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)産品が、第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。

●この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、(1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。(2)産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。

#### 2 品目別原産地規則

●この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

##### 【参考】

■この概要において、「CC」とは、産品への他の類の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち、類の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTH」とは、産品への他の項の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTSH」とは、産品への他の号の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「RVC」とは、第3章(原産地規則及び原産地手続)に定められた計算式(積上げ方式(BU)／控除方式(BD)／重点価額方式(FV)／純費用方式(NC))のいずれかを用いて算定する域内原産割合が、品目毎に定められた百分率の値以上であることを示す。

■「第…類／項／号からの変更を除く」とは、その類／項／号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

■記号(+)が付されている番号の品目については、別紙を参照のこと。

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	
第1類 動物(生きているものに限る。)	
01.01 - 01.06	CC
第2類 肉及び食用のくず肉	
02.01 - 02.10	CC
第3類 魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
03.01 - 03.03	CC
0304.11	CC
0304.12	CTH
0304.19	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0304.21	CC
0304.22	CTH
0304.29	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0304.91	CC
0304.92	CTH
0304.99	<p>かつお・まぐろ類(トウナス・ティヌス, トウナス・オリエンタリス, トウナス・マッコイイ, トウナス・アルバカレス, トウナス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属): CC;</p>

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
	ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.10 - 0305.20	CTH
0305.30	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルプスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.41	CC
0305.42	CTH
0305.49	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス), サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.51	CTH
0305.59	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マッコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルプスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; めかじき(クスィフィアス・グラディウス): CC; いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属)(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コムメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシスを除く): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0305.61 - 0305.62	CTH
0305.63	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
0305.69	<p>かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス, トウヌス・オリエンタリス, トウヌス・マツコイイ, トウヌス・アルバカレス, トウヌス・オベスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ, オンコルヒュンクス・ゴルブスカ, オンコルヒュンクス・ケタ, オンコルヒュンクス・トスカウトスカ, オンコルヒュンクス・キストク, オンコルヒュンクス・マソウ, オンコルヒュンクス・ロデュルス, サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>めかじき(クスイフィアス・グラディウス): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>
0306.11 - 0306.14	CC
0306.19	CC, 又は RVC(40 BD)
0306.21 - 0306.24	CC
0306.29	CC, 又は RVC(45 BD)
0307.10 - 0307.60	CC
0307.91 - 0307.99	<p>あわび類: CC;</p> <p>その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)</p>
<b>第 4 類 酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</b>	
04.01 - 04.04	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号からの変更を除く)
04.05	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号又は第 2106.90 号からの変更を除く)
04.06	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号からの変更を除く)
04.07 - 04.09	CC
04.10	<p>食用の鳥の巣: RVC(40 BD);</p> <p>その他のもの: CC</p>
<b>第 5 類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)</b>	
05.01 - 05.11	CC
<b>第 2 部 植物性生産品</b>	
<b>第 6 類 生きている樹木その他の植物及びりん茎, 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</b>	
06.01 - 06.04	CC
<b>第 7 類 食用の野菜, 根及び塊茎</b>	
07.01 - 07.14	CC
<b>第 8 類 食用の果実及びナツ, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</b>	
0801.11 - 0801.31	CC
0801.32	CTSH
08.02 - 08.13	CC
08.14	CC, 又は RVC(45 BD)
<b>第 9 類 コーヒー, 茶, マテ及び香辛料</b>	
0901.11 - 0901.12	CC
0901.21 - 0901.90	CTSH ただし, 第 0901.11 号及び第 0901.12 号の非原産材料の重量が 60%を超えない場合に限る

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
0902.10	CC, 又は RVC(40 BD)
0902.20	CC
0902.30	CTSH
0902.40	CC
09.03	CC
0904.11	CC
0904.12	CC, 又は RVC(40 BD)
0904.20	とうがらし: CC (第 0709.60 号からの変更を除く) その他のもの: CC 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
09.05	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0906.11 - 0906.19	CC
0906.20	CTSH
09.07 - 09.09	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0910.10 - 0910.30	CC, 又は 破碎若しくは粉碎されていないものを破碎若しくは粉碎すること
0910.91	CTSH
0910.99	CTSH, 又は 破碎, 粉碎又は粉状にされていないものを破碎, 粉碎又は粉状にすること
第 10 類 穀物	
10.01 - 10.08	CC
第 11 類 穀粉, 加工穀物, 麦芽, でん粉, イヌリン及び小麦グルテン	
11.01	CC
1102.10 - 1102.20	CC
1102.90	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
1103.11 - 1103.19	CC
1103.20	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
11.04	CC
11.05	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
11.06 - 11.07	CC
1108.11 - 1108.12	CC
1108.13	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
1108.14	CC (第 0714.10 号からの変更を除く)
1108.19 - 1108.20	CC
11.09	CC
第 12 類 採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
12.01 - 12.07	CC
1208.10	CC
1208.90	サフラワーの種の粉又はミール: CC その他のもの: CTH
12.09 - 12.14	CC



関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
<b>第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</b>	
13.01	CC
1302.11 - 1302.32	CC
1302.39	タラから得た粘質物及びシクナー: CC 又は RVC(45 BD) その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
<b>第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</b>	
14.01 - 14.04	CC
<b>第 3 部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>	
<b>第 15 類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>	
15.01 - 15.09	CC
15.10	CC, 又は RVC(40 BD)
1511.10	CC
1511.90	CC, 又は RVC(40 BD)
15.12	CC
1513.11	CC
1513.19	CC, 又は RVC(40 BD)
1513.21	CC
1513.29	CC, 又は RVC(40 BD)
15.14	CC
1515.11	CC
1515.19	CC, 又は RVC(40 BD)
1515.21	CC
1515.29 - 1515.50	CC, 又は RVC(40 BD)
1515.90	米油: CC その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
15.16 - 15.17	CC
15.18 - 15.22	CTH
<b>第 4 部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</b>	
<b>第 16 類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</b>	
16.01	CC
1602.10 - 1602.31	CC
1602.32	CC (第 2 類からの変更を除く) 又は RVC(45 BD)
1602.39	CC
1602.41 - 1602.50	CC (第 2 類からの変更を除く) 又は RVC(45 BD)
1602.90	CC
16.03	CC
1604.11 - 1604.12	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
1604.13	いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル又はサルディネルラ・ギボーザ): CC; その他のもの: CC (第 03 類からの変更を除く)
1604.14	CC (第 3 類からの変更を除く)
1604.15	CC
1604.16	いわし類(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コンメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシス): CC その他のもの: CC (第 3 類からの変更を除く)
1604.19	ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC (第 3 類からの変更を除く); その他のもの: CC
1604.20	かたくちいわし(エンクラスイコリナ・プンクティフェル, エンクラスイコリナ・ヘテロロバ, ストレフォルス・コンメルソニイ又はストレフォルス・アンドレンシスを除く): CC (第 3 類からの変更を除く); まぐろ(トウニニ族): CC (第 3 類からの変更を除く); ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC (第 3 類からの変更を除く); いわし(サルディナ・ピルカルドゥス, サルディノプス属, サルディネルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス)(いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス又はレムル又はサルディネルラ・ギボーザ)を除く): CC (第 3 類からの変更を除く); いわし類(サルディネルラ・ブラキソマ, サルディネルラ・フィンブリアタ, サルディネルラ・ロンギセプス, サルディネルラ・メラヌラ, サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル又はサルディネルラ・ギボーザ): CC 又は RVC(40 BD); すりみ及びその調製品: CC 又は RVC(40 BD); その他のもの: CC
1604.30	CC
16.05	CC
<b>第 17 類 糖類及び砂糖菓子</b>	
1701.11	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1701.12	CC
1701.91 - 1701.99	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1702.11 - 1702.20	CC
1702.30 - 1702.60	CC (第 1212.99 号のさとうきびからの変更を除く)
1702.90	CC
17.03	CC
17.04	CTH
<b>第 18 類 ココア及びその調製品</b>	
18.01 - 18.02	CC
18.03 - 18.05	CTH
1806.10	加糖ココア粉(砂糖の割合が重量の 90%以上のもの): CTH (第 17.01 項からの変更を除く); その他のもの: CTH ただし, 第 17.01 項の非原産材料の重量が 50%を超えない場合に限る

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
1806.20	カカオの割合が重量の 70%超のもの: CC 又は RVC(50 BD) その他のもの: CTH
1806.31 - 1806.90	菓子(カカオの割合が重量の 70%超のもの): CC 又は RVC(50 BD) その他のもの: CTSH
第 19 類 穀物, 穀粉, でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
1901.10	乳固形分の割合が重量の 10%超のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く) その他のもの: CC
1901.20	乳脂肪の割合が重量の 25%超で小売用以外のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超のもの: CC ただし, 第 1102.90 号の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない場合 に限る; その他のもの: CC
1901.90	乳固形分の割合が重量の 10%超のもの: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超のもの: CC ただし, 第 1102.90 号の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない場合 に限る; その他のもの: CC
19.02 - 19.04	CC
19.05	CTH
第 20 類 野菜, 果実, ナットその他植物の部分の調製品	
2001.10	CC
2001.90	野菜(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 0703.10 号のもの, 第 0709.60 号のもの, 第 0709.90 号のオリーブ若しくはアーティチョーク, 第 0711.20 号のもの, 又は第 0711.90 号のアーティチョーク, たまねぎ若しくはペッパーからの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0703.10 号の非原産材料, 第 0709.60 号の非原産材料, 第 0709.90 号のオリーブ又はアーティチョーク(非原産材料の場合), 第 0711.20 号, 及び第 0711.90 号のアーティチョーク, たまねぎ又はペッパー(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
20.02	CC
2003.10	CC (第 0709.51 号, 第 0710.80 号 及び 第 0711.51 号からの変更を除く)
2003.20 - 2003.90	CC
2004.10	CC (第 07.01 項, 第 0710.10 号, 第 0711.90 号 及び 第 0712.90 号からの変更を除く)
2004.90	野菜(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 0703.10 号, 第 0709.60 号, 第 0713.10 号又は第 0713.32 号から第 0713.40 号の各号からの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0703.10 号, 第 0709.60 号, 第 0713.10 号及び第 0713.32 号から第 0713.40 号までの各号の非原産材料の価額が 40%を超えない場合に限る
2005.10	CC
2005.20	CC (第 07.01 項, 第 0710.10 号, 第 0711.90 号, 第 0712.90 号, 又は第 11.05 項からの変更を除く)
2005.40	CC (第 0713.10 号からの変更を除く)
2005.51	CC (第 0713.32 号から第 0713.39 号までの各号からの変更を除く)
2005.59	CC

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2005.60	CC (第 0709.20 号のもの及び第 0710.80 号のアスパラガスからの変更を除く)
2005.70	CC (第 0709.90 号 又は 第 0711.20 号からの変更を除く)
2005.80 - 2005.91	CC
2005.99	野菜調製品(二以上の野菜から得たものを除く。): CC (第 07.01 項のもの, 第 0709.51 号のもの, 第 0709.60 号のもの又は 第 07.10 項から第 07.12 項までの各項のばれいしよ及びきのこ(はらたけ属のもの)からの変更を除く) その他のもの: CC ただし, 第 0701 項の非原産材料, 第 0709.51 号の非原産材料, 第 0709.60 号の非原産材料及び第 07.10 項から第 07.12 項までの各項のばれいしよ及びきのこ(はらたけ属のもの)(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
20.06	CC
2007.10 - 2007.91	CC
2007.99	果実調製品(二以上の果実から得たものを除く。): CTH (第 0804.50 号のマンゴー若しくはグアバ, 第 0809.30 号の桃, 第 0810.10 号のもの, 第 0811.10 号のもの, 第 20.06 項のもの, 第 20.08 項のもの, 第 2009.41 号から第 2009.49 号までの各号のもの又は第 2009.80 号のマンゴージュース又はグアバジュースからの変更を除く)ただし, 第 0804.30 号の非原産材料の価額が 50%を超えない場合に限る ; その他のもの : CTH ただし, 第 0804.30 号の非原産材料, 第 0804.50 号のマンゴー又はグアバ(非原産材料の場合), 第 0809.30 号の桃(非原産材料の場合), 第 0810.10 号の非原産材料, 第 0811.10 号の非原産材料, 第 20.06 項の非原産材料, 第 20.08 項の非原産材料, 第 2009.41 号から第 2009.49 号の各号の非原産材料及び第 2009.80 号のマンゴージュース又はグアバジュース(非原産材料の場合)の価額が 40%を超えない場合に限る
2008.11	CC (第 12.02 項からの変更を除く)
2008.19	単に煎っただけのナット又は落花生(乾物あるいは油漬けしたものであって, 塩加工されているかどうかを問わない。): CC (第 08.02 項 又は 第 12.02 項からの変更を除く) 単に煎っただけのナット又は落花生(乾物あるいは油漬けしたものであって, 塩加工されているかどうかを問わない。)の割合が重量の 50%以上の混合したもの: CC (第 08.02 項又は第 12.02 項からの変更を除く) その他のもの: CC
2008.20	CC (第 0804.30 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.30	CC
2008.40	CC (第 0808.20 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.50	CC (第 0809.10 号 又は 第 0811.90 号からの変更を除く)
2008.60	CC
2008.70	CC (第 0809.30 号の桃 又は第 0811.90 号の桃からの変更を除く)
2008.80	CC (第 0810.10 号 又は 第 0811.10 号からの変更を除く)
2008.91	CC
2008.92	液体又はゼラチン詰めした混合したもの: CC (第 0804.50 項のマンゴー若しくはグアバ, 第 08.05 項のもの, 第 0808.20 号のなし, 第 0809.10 号のもの, 第 0809.30 号の桃又は第 0811.90 号の冷凍のあんず, なし若しくは桃からの変更を除く) ただし, 第 0804.30 号の非原産材料の価額が 50%を超えない場合に限る; その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)
2008.99	CC (第 0804.50 号のマンゴー又はグアバからの変更を除く)
2009.11 - 2009.39	CC (第 0805 項からの変更を除く)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2009.41 - 2009.49	CC (第 0804.30 号からの変更を除く)
2009.50 - 2009.79	CC
2009.80	CC (第 0804.50 号のマンゴー若しくはグアバ, 第 0807.20 号のもの又は第 0810.90 号のパッションフルーツからの変更を除く)
2009.90	CC, 又は RVC(45 BD)
<b>第 21 類 各種の調製食料品</b>	
2101.11 - 2101.20	CC
2101.30	麦茶: CC (第 10.03 項からの変更を除く); その他のもの: CC
21.02	CC
2103.10	CTH
2103.20	ケチャップ: CC (第 2002.90 号からの変更を除く); その他のもの: CTSH
2103.30	CTH
2103.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
21.04	CTH
21.05	CTH (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号若しくは第 2106.90 号の酪農調製品を除く)
2106.10	CTSH
2106.90	果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。): CC (第 08.05 項のもの, 第 20.09 項のもの又は第 2202.90 号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く); 液体又はゼラチン詰めした果実(果実の割合が重量の 20%超含むもの): CC (第 20 類からの変更を除く); 乳固形分の割合が重量の 10%超の調製品: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号の酪農調製品からの変更を除く); 糖水: CC (第 17 類からの変更を除く); 米粉の割合が重量の 30%超の調製品: CC ただし, 第 1102.90 項の非原産材料である米粉の価額が 30%を超えない場合に限る; こんにゃく調製品: CC (第 1212.99 項からの変更を除く); その他のもの: CTSH 又は RVC(30 BU/40 BD)
<b>第 22 類 飲料, アルコール及び食酢</b>	
22.01	CC
2202.10	CC
2202.90	ミルクを含んだ飲料: CC (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号の酪農調製品からの変更を除く); 果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。): CC (第 08.05 項のもの, 第 20.09 項のもの又は第 2106.90 号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く) その他のもの: CC 又は RVC(45 BD)
22.03	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
22.04	CC
22.05 - 22.06	CTH
22.07	CC
2208.20	ピスコ:CC ブランデー:CTH(第 22.07 項からの変更を除く), 又は RVC(40 BD) その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.30	非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.40	チャランダ:CC その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.50 - 2208.60	非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.70	リキュール:CTH(第 22.07 項からの変更を除く), 又は RVC(40 BD) その他のもの:非原産材料に含まれる総アルコール量が製品の総アルコール量の 10%を超えないこと
2208.90	テキーラ, メスカル, ソーテル, バカノラ:CC 合成清酒及びみりん:CTH 及び RVC(40 BD) その他のもの:CTH(第 22.07 項からの変更を除く)
22.09	CTH
第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
23.01 - 23.05	CC
2306.10 - 2306.50	CC
2306.60	CC, 又は RVC(40 BD)
2306.90	CC
23.07 - 23.08	CC
2309.10	CTH
2309.90	飼料用の調製品(乳固形分の割合が重量の 10%超のもの): CTH (第 04.01 項から第 04.06 項までの各項のもの又は乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号の調製品からの変更を除く); ペットフード以外の調製品(米粉の割合が重量の 30%超のもの): CTH ただし, 第 10.06 項の非原産材料の価額が 30%を超えない場合に限る; その他のもの: CTH
第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品	
24.01	CC
2402.10	CTH
2402.20 - 2402.90	CC, 又は CTH(ただし, 第 24.01 項のたばこ(製造たばこを除く)又はくずたばこの乾燥重量の 55%が原産である場合に限る), 又は RVC(70 BD)
2403.10	CC
2403.91	ラッパーたばこへの使用に適した均質化又は再構成したもの:CTH その他のもの:CC
2403.99	CC
第 5 部 鉱物性生産品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 25 類 塩, 硫黄, 土石類, プラスター, 石灰及びセメント	
25.01 - 25.16	CTH
2517.10	CTH
2517.20 - 2517.30	CTSH
2517.41 - 2517.49	CTH
25.18 - 25.22	CTH
2523.10	CTH
2523.21 - 2523.29	CTSH
2523.30 - 2523.90	CTH
25.24	CTH
2525.10 - 2525.20	CTH
2525.30	CTSH
25.26 - 25.30	CTH
第 26 類 鉱石, スラグ及び灰	
26.01 - 26.21	CTH
第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物, 歴青物質並びに鉱物性ろう	
<p>類注 1 化学反応に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27 類の産品であって, 化学反応が行われるものは, 当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上, 「化学反応」とは, 分子内の結合を切断し, かつ, 新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより, 新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は, 化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p>	
<p>項注 1 蒸留に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27.10 項の産品であって, 常圧蒸留又は減圧蒸留の工程が一又は二以上の締約国の領域内において行われた産品は, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上,</p> <p>(a) 「常圧蒸留」とは, 蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって, 沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。石油の蒸留により生産される産品は, 液化石油ガス, ナフサ, ガソリン, 灯油, ディーゼル油又は暖房油, 軽質の軽油及び潤滑油を含む。</p> <p>(b) 「減圧蒸留」とは, 常圧より低い気圧で行われる蒸留(分子蒸留に分類される定圧で行われるものを除く。)をいう。減圧蒸留は, 沸点が高く, 熱に反応しやすい材料(石油に含まれる重質留分等)から, 軽質の減圧軽油から重質の減圧軽油まで及び残渣(さ)油を生産するために使用される。軽油は, 精製所において, 更に潤滑油に加工される場合がある。</p>	
<p>項注 2 直接的な混合に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず, 第 27.10 項の産品であって, 直接的な混合が一又は二以上の締約国の領域内において行われたものは, 原産品とする。</p> <p>この規則の適用上, 「直接的な混合」とは, 処理装置からの石油の蒸気又は貯蔵タンクからの石油の成分が, 所定の要素を有する完成品を作るために化合さ</p>	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
	<p>れる工程をいう。ただし、第 27.10 項に分類される非原産材料が製品の総容量の 25%以下の場合であって、かつ、当該非原産材料の構成要素が第 22.07 項に分類されないことを条件とする。</p>
<p>項注 3 希釈剤に係る規則</p>	<p>第 27.09 項の産品が原産品かどうかを決定するため、第 27.09 項又は第 27.10 項の希釈剤であって、第 27.09 項の石油(原油に限る。)及び歴青油(原油に限る。)の締約国間の輸送を促進するために使用されるものは、希釈剤の容量が当該産品の総容量の 40%を超えない場合には、考慮しない。</p>
27.01 - 27.09	CTH
2710.11 - 2710.19	CTH(第 22.07 項からの変更を除く。)
2710.91 - 2710.99	CTSH
2711.11 - 2711.29	CTSH
27.12	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
27.13 - 27.16	CTH
<p>第 6 部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品</p>	
<p>部注 1 化学反応に係る規則適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類の各々の産品であって、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は、化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p>	
<p>部注 2 精製に係る規則</p>	<p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 35 類までの各々及び第 38 類の産品であって、精製が行われた産品は、当該精製の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われ、存在する不純物の含有量の 80%以上の除去をもたらす場合には、原産品とする。</p>
<p>部注 3 混合及び調合に係る規則</p>	<p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.02 項及び第 37.07 項の産品は、所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(散布を含む。)であって、当該産品の目的又は用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p>
<p>部注 4 粒径の変更に係る規則</p>	<p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.04 項又は第 3204.17 号の産品は、産品の粒径の意図的な、かつ、制御された変更(重合体の溶解及びその後の沈殿による粉砕を含む。ただし、破碎又は圧縮のみによるものを除く。)が、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する産品を生じさせ、その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p>
<p>部注 5 標準物質に係る規則</p>	<p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各々(第 35.01 項から第 35.05 項までの各々及び第 3824.60 号を除く。)の標準物質は、その生産の工程が一又は二以上の締約国の領域において生ずる場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「標準物質」(標準溶液を含む。)とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものと</p>



関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
して製造者により証明されたものをいう。	
<p>部注 6 異性体分離に係る規則</p> <p>適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各類の産品は、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。</p>	
第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
2801.10 - 2801.30	CTSH
28.02 - 28.03	CTH
2804.10 - 2804.90	CTSH
2805.11 - 2805.40	CTSH
2806.10 - 2806.20	CTSH
28.07 - 28.08	CTH
2809.10 - 2809.20	CTSH
28.10	CTH
2811.11 - 2811.29	CTSH
2812.10 - 2812.90	CTSH
2813.10 - 2813.90	CTSH
28.14	CTH
2815.11 - 2815.12	CTH
2815.20 - 2815.30	CTSH
2816.10 - 2816.40	CTSH
28.17	CTH
2818.10 - 2818.30	CTSH
2819.10 - 2819.90	CTSH
2820.10 - 2820.90	CTSH
2821.10 - 2821.20	CTSH
28.22 - 28.23	CTH
2824.10 - 2824.90	CTSH
2825.10 - 2825.90	CTSH
2826.12 - 2826.90	CTSH
2827.10 - 2827.60	CTSH
2828.10 - 2828.90	CTSH
2829.11 - 2829.90	CTSH
2830.10 - 2830.90	CTSH
2831.10 - 2831.90	CTSH
2832.10 - 2832.30	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2833.11 - 2833.40	CTSH
2834.10 - 2834.29	CTSH
2835.10 - 2835.39	CTSH
2836.20 - 2836.99	CTSH
2837.11 - 2837.20	CTSH
2839.11 - 2839.90	CTSH
2840.11 - 2840.30	CTSH
2841.30 - 2841.90	CTSH
2842.10 - 2842.90	CTSH
2843.10 - 2843.90	CTSH
2844.10 - 2844.50	CTSH
2845.10 - 2845.90	CTSH
2846.10 - 2846.90	CTSH
28.47 - 28.48	CTH
2849.10 - 2849.90	CTSH
28.50 - 28.53	CTH
第 29 類 有機化学品	
2901.10 - 2901.29	CTSH
2902.11 - 2902.90	CTSH
2903.11 - 2903.69	CTSH
2904.10 - 2904.90	CTSH
2905.11 - 2905.59	CTSH
2906.11 - 2906.29	CTSH
2907.11 - 2907.29	CTSH
2908.11 - 2908.99	CTSH
2909.11 - 2909.60	CTSH
2910.10 - 2910.90	CTSH
29.11	CTH
2912.11 - 2912.60	CTSH
29.13	CTH
2914.11 - 2914.70	CTSH
2915.11 - 2915.90	CTSH
2916.11 - 2916.39	CTSH
2917.11 - 2917.39	CTSH
2918.11 - 2918.99	CTSH
2919.10 - 2919.90	CTSH
2920.11 - 2920.90	CTSH
2921.11 - 2921.59	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
2922.11 - 2922.50	CTSH
2923.10 - 2923.90	CTSH
2924.11 - 2924.29	CTSH
2925.11 - 2925.29	CTSH
2926.10 - 2926.90	CTSH
29.27 - 29.28	CTH
2929.10 - 2929.90	CTSH
2930.20 - 2930.90	CTSH
29.31	CTH
2932.11 - 2932.99	CTSH
2933.11 - 2933.99	CTSH
2934.10 - 2934.99	CTSH
29.35	CTH
2936.21 - 2936.90	CTSH
2937.11 - 2937.90	CTSH
2938.10 - 2938.90	CTSH
2939.11 - 2939.99	CTSH
29.40	CTH
2941.10 - 2941.90	CTSH
29.42	CTH
第 30 類 医療用品	
3001.20 - 3001.90	CTSH
3002.10 - 3002.90	CTSH
3003.10 - 3003.90	CTSH
30.04	CTH(第 30.03 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
3005.10 - 3005.90	CTSH
3006.10 - 3006.40	CTSH
3006.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
3006.60 - 3006.92	CTSH
第 31 類 肥料	
31.01	CTH
3102.10 - 3102.90	CTSH
3103.10 - 3103.90	CTSH
3104.20 - 3104.90	CTSH
3105.10 - 3105.90	CTSH
第 32 類 なめしエキス, 染色エキス, タンニン及びその誘導体, 染料, 顔料その他の着色料, ペイント, ワニス, パテその他のマスチック並びにインキ	
3201.10 - 3201.90	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
3202.10 - 3202.90	CTSH
32.03	CTH
3204.11 - 3204.17	CTSH
3204.19	CTH
3204.20 - 3204.90	CTSH
32.05	CTH
3206.11 - 3206.50	CTSH
32.07 - 32.15	CTH
第 33 類 精油, レジノイド, 調製香料及び化粧品類	
3301.12 - 3301.90	CTSH
33.02 - 33.07	CTH
第 34 類 せっけん, 有機界面活性剤, 洗剤, 調製潤滑剤, 人造ろう, 調製ろう, 磨き剤, ろうそくその他これに類する物品, モデリングペースト, 歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
34.01	CTH
3402.11 - 3402.19	CTSH
3402.20	CTSH(第 3402.90 号からの変更を除く。)
3402.90	CTSH
3403.11 - 3403.99	CTSH
3404.20 - 3404.90	CTSH
34.05 - 34.07	CTH
第 35 類 たんぱく系物質, 変性でん粉, 膠着剤及び酵素	
3501.10 - 3501.90	CTSH
3502.11 - 3502.19	CTH
3502.20 - 3502.90	CTSH
35.03 - 35.04	CTH
3505.10	CTH
3505.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
35.06 - 35.07	CTH
第 36 類 火薬類, 火工品, マッチ, 発火性合金及び調製燃料	
36.01 - 36.06	CTH
第 37 類 写真用又は映画用の材料	
37.01 - 37.07	CTH
第 38 類 各種の化学工業生産品	
3801.10 - 3801.90	CTSH
38.02 - 38.05	CTH
3806.10 - 3806.90	CTSH
38.07	CTH
3808.50 - 3808.99	CTSH(ただし, 有効成分の重量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
38.09 - 38.22	CTH
3823.11 - 3823.70	CTSH
3824.10 - 3824.90	CTSH
38.25	CTH
<b>第 7 部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品</b>	
<b>第 39 類 プラスチック及びその製品</b>	
<p>類注 適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 39.01 項から第 39.14 項までの各項の製品(第 3903.11 号及び第 3907.60 号の製品を除く。)であつて、化学反応が行われたものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。</p> <p>次の工程は、化学反応ではない。</p> <p>(a) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去</p> <p>(c) 結晶水の追加又は除去</p> <p>この定義には、全ての種類の重合反応を含む。</p>	
39.01	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.10	CTH(第 29.01 項からの変更を除く。), 又は CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.20	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.30	CTH(第 29.01 項からの変更を除く。), 又は CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3902.90	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3903.11	CTH(第 29.02 項からの変更を除く。), 又は CTH 及び RVC(50 BD)
3903.19 - 3903.90	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
39.04 - 39.06	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3907.10 - 3907.50	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3907.60	CTH(第 2905.31 号又は第 2917.36 号からの変更を除く。), 又は CTH 及び RVC(50 BD)
3907.70 - 3907.99	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
39.08 - 39.15	CTH(ただし、重合体の総含有量の 50%以上が原産である場合に限る。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
3916.10 - 3916.90	CTSH
3917.10 - 3917.40	CTSH
39.18	CTH
39.19 - 39.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
3921.11 - 3921.90	CTSH
39.22 - 39.26	CTH
<b>第 40 類 ゴム及びその製品</b>	
40.01	CTH, 又は RVC(40 BD)
40.02 - 40.17	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品, 動物用装着具並びに旅行用具, ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
第 41 類 原皮(毛皮を除く。)及び革	
41.01 - 41.03	CC
4104.11 - 4104.19	CTH
4104.41	CTSH
4104.49	CTSH(第 4104.41 号からの変更を除く。)
4105.10	CTH
4105.30	CTSH
4106.21	CTH
4106.22	CTSH
4106.31	CTH
4106.32	CTSH
4106.40	CTH, 又は湿潤状態から乾燥状態への変更
4106.91	CTH
4106.92	CTSH
41.07 - 41.13	CTH
4114.10	CTH
4114.20	CTSH
4115.10 - 4115.20	CTSH
第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具, ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
※第 4202.12 号, 第 4202.22 号, 第 4202.32 号及び第 4202.92 号の製品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
42.01	CTH
4202.11	CC
4202.19 - 4202.21	CC
4202.29 - 4202.31	CC
4202.39 - 4202.91	CC
4202.99	CC
42.03 - 42.06	CC
第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
43.01	CC
43.02 - 43.03	CTH
43.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 9 部 木材及びその製品, 木炭, コルク及びその製品並びにわら, エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭	
44.01 - 44.21	CTH
第 45 類 コルク及びその製品	
45.01 - 45.04	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 46 類 わら, エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
46.01	CC
46.02	CTH
第 10 部 木材パルプ, 繊維素繊維を原料とするその他のパルプ, 古紙並びに紙及び板紙及びこれらの製品	
第 47 類 木材パルプ, 繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
47.01 - 47.07	CTH
第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ, 紙又は板紙の製品	
48.01 - 48.07	CTH
4808.10	CTH
4808.20 - 4808.30	CTH(第 48.04 項からの変更を除く。)
4808.90	CTH
48.09 - 48.14	CTH
48.16	CTH(第 48.09 項からの変更を除く。)
48.17	CTH
4818.10 - 4818.30	CTH(第 48.03 項からの変更を除く。)
4818.40 - 4818.90	CTH
48.19 - 48.22	CTH
4823.20	CTH(第 4805.40 号からの変更を除く。)
4823.40 - 4823.90	CTH
第 49 類 印刷した書籍, 新聞, 絵画その他の印刷物並びに手書き文書, タイプ文書, 設計図及び図案	
49.01 - 49.11	CTH
※第 11 部(第 50 類~第 63 類)の産品については, 第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
第 12 部 履物, 帽子, 傘, つえ, シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品, 調製羽毛, 羽毛製品, 造花並びに人髪製品	
第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
64.01	CC, 又は CTH(第 64.02 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.02	CC, 又は CTH(第 64.01 項のもの, 第 64.03 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.03	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.02 項までの各項のもの, 第 64.04 項から第 64.05 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.04	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.03 項までの各項のもの, 第 64.05 項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.05	CC, 又は CTH(第 64.01 項から第 64.04 項までの各項のもの, 第 6406.10 号のもの又は第 6406.99 号の甲の組立からの変更を除く。)及び RVC(45 BU/55 BD)
64.06	CC, 又は RVC(45 BU/55 BD)
第 65 類 帽子及びその部分品	
65.01 - 65.02	CC
65.04 - 65.07	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 66 類 傘, つえ, シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
※第 66.01 項の産品については, 第4章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
66.02	CTH
66.03	CC
第 67 類 調製羽毛, 羽毛製品, 造花及び人髪製品	
67.01	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
6702.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
6702.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
67.03 - 67.04	CTH
第 13 部 石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品, 陶磁製品並びにガラス及びその製品	
第 68 類 石, プラスター, セメント, 石綿, 雲母その他これらに類する材料の製品	
68.01 - 68.11	CTH
6812.80 - 6812.99	CTSH
68.13 - 68.15	CTH
第 69 類 陶磁製品	
69.01 - 69.14	CC
第 70 類 ガラス及びその製品	
※第 70.19 項の産品については, 第4章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
70.01 - 70.04	CTH
70.05	CTH(第 70.03 項から第 70.04 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.06	CTH(第 70.03 項から第 70.04 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.07	CTH
70.08	CTH(第 70.03 項から第 70.07 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
70.09	CTH(第 70.07 項から第 70.08 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
70.10 - 70.11	CTH
70.13	CTH(第 70.10 項からの変更を除く。)
70.14 - 70.18	CTH
70.20	CTH
第 14 部 天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣	
第 71 類 天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣	
71.01	CC
7102.10 - 7102.21	CC
7102.29	CTSH
7102.31	CC
7102.39	CTSH
7103.10	CC
7103.91 - 7103.99	CTSH
71.04 - 71.05	CTH



関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
71.06 - 71.08	CC
71.09	CTH
71.10 - 71.11	CC
71.12	CTH
71.13 - 71.14	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
71.15 - 71.16	CTH
7117.11	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7117.19 - 7117.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
71.18	CTH
第 15 部 卑金属及びその製品	
第 72 類 鉄鋼	
72.01 - 72.05	CC
72.06	CTH
72.07	CTH(第 72.06 項からの変更を除く。)
72.08	CTH
72.09	CTH(第 72.08 項又は第 72.11 項からの変更を除く。)
72.10	CTH(第 72.08 項から第 72.09 項までの各々又は第 72.11 項からの変更を除く。)
72.11	CTH(第 72.08 項から第 72.09 項までの各々からの変更を除く。)
7212.10	CTH(第 72.08 項から第 72.11 項までの各々からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
7212.20 - 7212.60	CTH(第 72.08 項から第 72.11 項までの各々からの変更を除く。)
72.13	CTH
72.14	CTH(第 72.13 項からの変更を除く。)
72.15	CTH(第 72.13 項から第 72.14 項までの各々からの変更を除く。)
72.16	CTH(第 72.08 項から第 72.15 項までの各々からの変更を除く。)
72.17	CTH(第 72.13 項から第 72.15 項までの各々からの変更を除く。)
72.18	CTH
72.19	CTH(第 72.20 項からの変更を除く。)
72.20	CTH(第 72.19 項からの変更を除く。)
72.21	CTH
72.22	CTH(第 72.21 項からの変更を除く。)
72.23	CTH(第 72.21 項から第 72.22 項までの各々からの変更を除く。)
72.24	CTH
72.25	CTH(第 72.26 項からの変更を除く。)
72.26	CTH(第 72.25 項からの変更を除く。)
72.27	CTH
72.28	CTH(第 72.27 項からの変更を除く。)
72.29	CTH(第 72.27 項から第 72.28 項までの各々からの変更を除く。)
第 73 類 鉄鋼製品	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
73.01 - 73.07	CC
7308.10	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(35/BU 45 BD)
7308.20 - 7308.40	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7308.90	CTH(第 72.16 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
73.09 - 73.12	CTH
73.13	CC
7314.12 - 7314.19	CTH
7314.20 - 7314.50	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD)
7315.11 - 7315.12	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.19	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD)
7315.20 - 7315.81	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
7315.82	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.89	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7315.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD)
73.16	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
73.17	CC
73.18 - 73.19	CTH
7320.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7320.20 - 7320.90	CTH
73.21	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
73.22	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7323.10 - 7323.94	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
7323.99	CTH, 又は RVC(45 BD)
7324.10	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
7324.21 - 7324.90	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
73.25 - 73.26	CTH
<b>第 74 類 銅及びその製品</b>	
74.01 - 74.07	CTH
7408.11 - 7408.19	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
7408.21	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
7408.22	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
7408.29	CTH(第 74.07 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD/50 FV)
74.09 - 74.15	CTH
7418.11	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
7418.19 - 7418.20	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7419.10 - 7419.91	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
7419.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
<b>第 75 類 ニッケル及びその製品</b>	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
75.01 - 75.05	CTH
75.06	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
7507.11 - 7507.20	CTSH
7508.10 - 7508.90	CTSH
第 76 類 アルミニウム及びその製品	
76.01 - 76.04	CTH
76.05	CTH(第 76.04 項からの変更を除く。), 又は RVC(40 BD)
76.06	CTH
7607.11 - 7607.19	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7607.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
76.08 - 76.13	CTH
76.14	CTH(第 76.04 項から第 76.05 項までの各項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
76.15	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7616.10	CTH
7616.91	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
7616.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
第 78 類 鉛及びその製品	
78.01 - 78.04	CTH
78.06	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 79 類 亜鉛及びその製品	
79.01 - 79.05	CTH
79.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 80 類 すず及びその製品	
80.01 - 80.03	CTH
80.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
8101.10 - 8101.97	CTSH
8101.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8102.10 - 8102.99	CTSH
8103.20 - 8103.90	CTSH
8104.11 - 8104.90	CTSH
8105.20 - 8105.90	CTSH
81.06	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8107.20 - 8107.90	CTSH
8108.20 - 8108.90	CTSH
8109.20 - 8109.90	CTSH
8110.10 - 8110.90	CTSH
81.11	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8112.12 - 8112.59	CTSH
8112.92	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8112.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
81.13	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
<b>第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</b>	
注 第 82.01 項から第 82.10 項までの各項の製品の生産に使用される卑金属製の柄については、当該製品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しない。	
82.01 - 82.04	CC
8205.10 - 8205.80	CC
8205.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
82.06	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8207.13 - 8207.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8207.50	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8207.60 - 8207.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
82.08 - 82.10	CC
8211.10	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8211.91 - 8211.93	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8211.94 - 8211.95	CC
82.12	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
82.13	CC
8214.10	CC
8214.20	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8214.90	CC, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
8215.10 - 8215.20	CC, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8215.91 - 8215.99	CC
<b>第 83 類 各種の卑金属製品</b>	
8301.10 - 8301.50	CTSH
8301.60 - 8301.70	CTH
83.02 - 83.04	CTH
8305.10	CTSH
8305.20 - 8305.90	CTH
83.06 - 83.07	CTH
8308.10 - 8308.20	CTH
8308.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
83.09 - 83.11	CTH
<b>第 16 部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>	
<b>第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</b>	

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8401.10 - 8401.30	CTSH
8401.40	CTH
8402.11 - 8402.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8402.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8403.10	CTSH
8403.90	CTH
8404.10 - 8404.20	CTSH
8404.90	CTH
8405.10	CTSH
8405.90	CTH
8406.10 - 8406.82	CTSH
8406.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8407.10 - 8407.29	CTH
8407.31 - 8407.32	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8407.33† - 8407.34†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8407.90	CTH
8408.10	CTH
8408.20†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8408.90	CTH
8409.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8409.91 - 8409.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8410.11	CTSH(第 8410.12 号からの変更を除く。)
8410.12	CTSH(第 8410.11 号又は第 8410.13 号からの変更を除く。)
8410.13	CTSH(第 8410.12 号からの変更を除く。)
8410.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8411.11 - 8411.82	CTSH
8411.91	CTH
8411.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8412.10 - 8412.80	CTSH
8412.90	CTH
8413.11 - 8413.82	CTSH
8413.91 - 8413.92	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8414.30	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8414.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8414.51 - 8414.59	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8414.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8414.80 - 8414.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8415.10 - 8415.83	CTSH
8415.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8416.10 - 8416.30	CTSH
8416.90	CTH
8417.10 - 8417.80	CTSH
8417.90	CTH
8418.10	CTH, CTSH((a)第 8418.21 号若しくは第 8418.91 号, (b)第 8418.99 号に分類されるドアアセンブリ ((i)インナーパネル, (ii)アウターパネル, (iii)断熱材, (iv)ちょうつがい及び(v)取っ手のうち二以上が組み込まれるもの), 若しくは(c)第 8418.69 号に分類されるアセンブリ((i)圧縮機, (ii)凝縮器, (iii)蒸発器及び(iv)連結配管のうち二以上が組み込まれるもの)からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.21	CTH, CTSH((a)第 8418.10 号若しくは第 8418.91 号, (b)第 8418.99 号に分類されるドアアセンブリ ((i)インナーパネル, (ii)アウターパネル, (iii)断熱材, (iv)ちょうつがい及び(v)取っ手のうち二以上が組み込まれるもの), 若しくは(c)第 8418.69 号に分類されるアセンブリ((i)圧縮機, (ii)凝縮器, (iii)蒸発器及び(iv)連結配管のうち二以上が組み込まれるもの)からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.29 - 8418.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8418.50 - 8418.69	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8418.91 - 8418.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8419.11 - 8419.19	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8419.20 - 8419.89	CTSH
8419.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8420.10	CTSH
8420.91 - 8420.99	CTH
8421.11 - 8421.39	CTSH
8421.91 - 8421.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8422.11	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8422.19	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
8422.20 - 8422.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8423.10 - 8423.89	CTSH
8423.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8424.10 - 8424.89	CTSH
8424.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.25 - 84.30	CTH
84.31	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8432.10 - 8432.80	CTSH
8432.90	CTH
8433.11 - 8433.60	CTSH
8433.90	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8434.10 - 8434.20	CTSH
8434.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8435.10	CTSH
8435.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8436.10 - 8436.80	CTSH
8436.91 - 8436.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8437.10 - 8437.80	CTSH
8437.90	CTH
8438.10 - 8438.80	CTSH
8438.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8439.10 - 8439.30	CTSH
8439.91 - 8439.99	CTH
8440.10	CTSH
8440.90	CTH
8441.10 - 8441.80	CTSH
8441.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8442.30	CTSH
8442.40 - 8442.50	CTH
8443.11 - 8443.14	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.15 - 8443.31	CTSH
8443.32	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.39	CTSH
8443.91	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8443.99	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.44	CTH
84.45	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8446.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8446.21 - 8446.30	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8447.11 - 8447.12	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8447.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8447.90	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8448.11 - 8448.19	CTSH
8448.20 - 8448.59	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
84.49	CTH, 又は RVC(40 BD/50 FV)
8450.11 - 8450.19	CTH(第 8537.10 号に分類される操作パネルからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
8450.20	CTH(第 8537.10 号に分類される操作パネルからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8450.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8451.10 - 8451.80	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8451.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8452.10 - 8452.29	CTSH
8452.30	CTH
8452.40 - 8452.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8453.10 - 8453.80	CTSH
8453.90	CTH
8454.10 - 8454.30	CTSH
8454.90	CTH
8455.10 - 8455.22	CTSH
8455.30 - 8455.90	CTH
84.56	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.57	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.58	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.59	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.60	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.61	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.62	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.63	CTH(第 84.66 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
84.64 - 84.65	CTH
84.66	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8467.11 - 8467.89	CTSH
8467.91	CTH
8467.92 - 8467.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8468.10 - 8468.80	CTSH
8468.90	CTH
84.69 - 84.70	CTH
8471.30 - 8471.90	CTSH
84.72	CTH
84.73	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8474.10 - 8474.80	CTSH
8474.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8475.10 - 8475.29	CTSH
8475.90	CTH
8476.21 - 8476.89	CTSH
8476.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8477.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8477.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8477.30 - 8477.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)



関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8478.10	CTSH
8478.90	CTH
8479.10 - 8479.89	CTSH
8479.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
84.80	CTH
8481.10 - 8481.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8481.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8482.10	CTSH(第 8482.99 号に分類される外輪又は内輪若しくは軌道輪からの変更を除く。), 又は RVC(40 BU/50 BD)
8482.20 - 8482.80	CTSH(第 8482.99 号に分類される外輪又は内輪若しくは軌道輪からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
8482.91 - 8482.99	CTH
8483.10	CTSH
8483.20	CTSH(第 8482.10 号から第 8482.80 号までの各号からの変更を除く。), 又は RVC(40 BU/50 BD)
8483.30	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
8483.40 - 8483.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8483.60	CTSH
8483.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8484.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8484.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8484.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8486.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8486.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8487.10	CTSH
8487.90	CTH
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機, 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	
8501.10	CTH(第 85.03 項に分類される固定子又は回転子からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8501.20 - 8501.64	CTH
85.02 - 85.03	CTH
85.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8505.11 - 8505.20	CTSH
8505.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8506.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8506.30 - 8506.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8506.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8506.60 - 8506.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8506.90	CTH
8507.10 - 8507.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8507.30 - 8507.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8507.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8508.11	CTSH(第 85.01 項からの変更を除く。), CTSH(第 8508.70 号に分類されるハウジングからの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.19	家庭用真空式掃除機: CTSH(第 85.01 項からの変更を除く。), 又は CTSH(第 8508.70 号に分類されるハウジングからの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD); その他のもの: CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.60	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8508.70	CTH
8509.40 - 8509.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8509.90	CTH
8510.10 - 8510.30	CTSH
8510.90	CTH
8511.10 - 8511.80	CTSH
8511.90	CTH
8512.10 - 8512.30	CTSH
8512.40 - 8512.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8513.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8513.90	CTH
8514.10 - 8514.40	CTSH
8514.90	CTH
8515.11 - 8515.80	CTSH
8515.90	CTH
8516.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.21 - 8516.33	CTSH
8516.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.50	CTSH
8516.60	CTH(第 8537.10 号に分類される外側にハウジングを有する組立又はサポートからの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8516.71	CTSH
8516.72	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8516.79	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
8516.80	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8516.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8517.11 - 8517.69	CTSH
8517.70	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8518.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8518.21 - 8518.22	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8518.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8518.30 - 8518.50	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
8518.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.19 - 85.21	CTH
8522.10	CTH
8522.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8523.21 - 8523.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8523.40	CTH, 又は一若しくは二以上の締約国において録音その他これに類する音響記録が録音されていない媒体に対して行われる場合
8523.51 - 8523.80	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.25 - 85.27	CTH
85.28	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8530.10 - 8530.80	CTSH
8530.90	CTH
8531.10 - 8531.80	CTSH
8531.90	CTH
8532.10 - 8532.30	CTSH
8532.90	CTH
8533.10 - 8533.40	CTSH
8533.90	CTH
85.34	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8535.10 - 8535.90	CTSH
8536.10 - 8536.90	CTSH
85.37 - 85.38	CTH
8539.10 - 8539.49	CTSH
8539.90	CTH
8540.11	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.60	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.71	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.72	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.79	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8540.81	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.89	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8540.91 - 8540.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.60	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8541.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.31	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.32	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.33	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8542.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8543.10 - 8543.70	CTSH
8543.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8544.11	CTSH(第 8544.19 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.19	CTSH(第 8544.11 号, 第 8544.20 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.20	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.19 号までの各号, 第 8544.30 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.30	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.20 号までの各号, 第 8544.42 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.42	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.30 号までの各号, 第 8544.49 号から第 8544.60 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.49	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.42 号までの各号, 第 8544.60 号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.60	CTSH(第 8544.11 号から第 8544.49 号までの各号, 第 74.08 項, 第 74.13 項, 第 76.05 項又は第 76.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8544.70	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
85.45 - 85.48	CTH
第 17 部 車両, 航空機, 船舶及び輸送機器関連品	
第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品, 鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	
86.01 - 86.06	CTH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
86.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
86.08	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
86.09	CTH
<b>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</b>	
8701.10† - 8701.30†	RVC(45 NC/55 BD)
8701.90	RVC(45 NC/55 BD)
87.02† - 87.05†	RVC(45 NC/55 BD)
87.06†	RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
87.07	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.10† - 8708.21†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.29†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.30† - 8708.40†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.50†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.70	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.80†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.91 - 8708.93	CTSH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.94†	CTSH, 又は RVC(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.95† - 8708.99†	CTSH, 又は RVC(40 BU/50 BD/40 NC)
8709.11 - 8709.19	CTH, 又は RVC(50 BD/40 NC)
8709.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/35 NC)
87.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8711.10 - 8711.30	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/30 NC/40 BD/50 FV)
8711.40 - 8711.90	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/35 NC/45 BD/55 FV)
87.12	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
87.13	CTH
8714.11 - 8714.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8714.91 - 8714.99	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
87.15	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8716.10 - 8716.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
8716.31 - 8716.39	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/60 FV)
8716.40 - 8716.90	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
<b>第 88 類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品</b>	
88.01 - 88.02	CTH
88.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
88.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
88.05	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
<b>第 89 類 船舶及び浮き構造物</b>	
8901.10	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
8901.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8901.30 - 8901.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.02	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.04 - 89.05	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8906.10	CTH
8906.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
8907.10	CTH
8907.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
89.08	CTH
第 18 部 光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 測定機器, 検査機器, 精密機器, 医療用機器, 時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	
第 90 類 光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 測定機器, 検査機器, 精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
9001.10	CC(第 70.02 項からの変更を除く。), 又は RVC(35 BU/45 BD)
9001.20 - 9001.50	CTH
9001.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.02	CTH(第 90.01 項からの変更を除く。), 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9003.11 - 9003.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9003.90	CTH
90.04	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9005.10	CTSH
9005.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9005.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9006.10 - 9006.69	CTSH
9006.91 - 9006.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9007.11 - 9007.20	CTSH
9007.91 - 9007.92	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9008.10	CTSH
9008.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9008.30 - 9008.40	CTSH
9008.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9010.10 - 9010.50	CTSH
9010.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9010.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9011.10 - 9011.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9011.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9011.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9012.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
9012.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.13	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.10	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.80	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9014.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9015.10	CTSH
9015.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9015.30 - 9015.40	CTSH
9015.80 - 9015.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.16	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9017.10 - 9017.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9017.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9017.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9017.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.11	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.13	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.14	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.19	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.20	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.31 - 9018.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD)
9018.41	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.49	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9018.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.10	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.31	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.39	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.40	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.50	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9021.90	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.12	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.13	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
9022.14	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.19	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.21	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.29	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.30	CTSH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9022.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.23	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9024.10 - 9024.80	CTSH
9024.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.25	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9026.10 - 9026.80	CTSH
9026.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9027.10 - 9027.80	CTSH
9027.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9028.10	CTSH
9028.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9028.30	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/65 FV)
9028.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9030.10 - 9030.89	CTSH
9030.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9031.10 - 9031.80	CTSH
9031.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9032.10 - 9032.89	CTSH
9032.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
90.33	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
<b>第 91 類 時計及びその部分品</b>	
9101.11 - 9101.29	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9101.91	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9101.99	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
91.02 - 91.07	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
91.08 - 91.10	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9111.10 - 9111.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9111.90	CTH
9112.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9112.90	CTH
9113.10 - 9113.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9113.90	CC



関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
91.14	CTH
第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品	
9201.10	CTH
9201.20 - 9201.90	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9202.10	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9202.90	CC, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9205.10	CTH
9205.90	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
92.06-92.08	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
92.09	CTH
第 19 部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
第 93 類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
93.01 - 93.07	CTH
第 20 部 雑品	
第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
※第 9404.90 号の製品については、第 4 章(繊維及び繊維製品)附属書を参照。	
9401.10 - 9401.20	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9401.30 - 9401.40	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9401.51 - 9401.59	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9401.61 - 9401.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9401.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
94.02	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9403.10 - 9403.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9403.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.60	屋外家具: CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV); その他のもの: CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.70	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9403.81 - 9403.90	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9404.10 - 9404.30	CTH
9405.10 - 9405.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9405.30 - 9405.40	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9405.50	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
9405.60	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9405.91 - 9405.99	CTH
94.06	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
95.03	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
95.04	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.05	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9506.11 - 9506.61	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9506.62	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9506.69 - 9506.99	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.07	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
95.08	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 96 類 雑品	
96.01	CC, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
96.02	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.03 - 96.05	CTH
9606.10	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9606.21	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9606.22	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9606.29	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9606.30	CTH
9607.11	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9607.19	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
9607.20	CTH
9608.10 - 9608.20	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD)
9608.31 - 9608.39	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD/60 FV)
9608.40 - 9608.50	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
9608.60 - 9608.99	CTH
9609.10	CTH, 又は RVC(40 BU/50 BD)
9609.20 - 9609.90	CTH
96.10 - 96.12	CTH
9613.10 - 9613.80	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
9613.90	CTH
96.14	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
96.15	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.16	CTH
96.17	CTH, 又は RVC(35 BU/45 BD/55 FV)
96.18	CTH, 又は RVC(30 BU/40 BD/50 FV)
第 21 部 美術品, 収集品及びこっとう	
第 97 類 美術品, 収集品及びこっとう	
97.01 - 97.06	CTH

## 特定の自動車及び自動車部品の品目別原産地規則に関する規定(概要)

## 1. 完成車

完成車(第8701.10号から第8701.30号までの各号及び第87.02項から第87.05項までの各項に分類されるもの)の域内原産割合の要件を満たすことを目的として、表Aに掲げる特定の自動車部品については、(1)品目別原産地規則に基づく適用可能な要件を満たす場合又は(2)表Bに掲げる工程のうち、1以上の工程が締約国の領域において行われる場合には、原産性が付与される。

(注)表Bに掲げる工程は、表Aに掲げる自動車部品7品目に対して行われなければならない。また、表Aに掲げる自動車部品の生産に使用される1以上の構成部品やサブシステムに対して行われた工程は、当該部品の原産性が付与される工程としては十分ではない。

## 2. 自動車部品

表Cに掲げる自動車部品の域内原産割合の要件を満たすことを目的として、当該部品を生産するための構成部品については、(1)品目別原産地規則に基づく適用可能な要件を満たす場合、又は(2)表Bに掲げる工程のうち、1以上の工程が締約国の領域において行われる場合には、原産性が付与される(ただし、(2)の場合において、原産性を有する部分として算入するのは当該各構成部品について表Cに掲げる閾値を限度とする)。

表A

統一システムの番号	品目
7007.11	強化ガラス
7007.21	合わせガラス
8707.10	車体(運転室を含むものとし、第87.03項の自動車用のものに限る。)
8707.90	車体(運転室を含むものとし、第87.01項、第87.02項、第87.04項及び第87.05項の自動車用のものに限る。)
8708.10の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車のバンパー(その部分品を除く。)
8708.29の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車の車体部品及びドア・アセンブリ(その部分品を除く。)
8708.50の一部	第87.01項から第87.05項までの各項の自動車の駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸(その部分品を除く。)

表B

複雑な組み立て	複雑な溶接	ダイキャストニング
射出成形型	鍛造	熱処理(金属の焼戻し又はガラスの熱成型を含む。)
積層	切削	金属成形
ちゅう造	スタンピング(プレス成形型を含む。)	

注1:「複雑な」とは、専門的な技能及びその工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具、工具(特定の製品について

の工程を行うことを目的として生産された機械、器具、工具である必要はない)の使用を必要とする工程をいう。

注2:表Bの工程は、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される非原産の構成材料の単なる組み立てを含まない。

表C

統一システムの番号	品目	閾値
8407.33	ピストン式往復動機関(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)のうちシリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 1,000 立方センチメートル以下のもの	10%
8407.34	ピストン式往復動機関(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)のうちシリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超えるもの	10%
8408.20	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)(第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジンに限る。)	10%
8706.00	原動機付きシャシ(第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	10%
8708.10	バンパー及びその部分品	10%
8708.21	シートベルト	10%
8708.29	車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品	5%
8708.30	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	10%
8708.40	ギヤボックス及びその部分品	10%
8708.50	駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品	5%
8708.80	懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)	10%
8708.94	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	10%
8708.95	安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品	5%
8708.99	その他の部分品及び附属品	5%

## 第4章(繊維及び繊維製品章)附属書 品目別規則(概要)

### 1 解釈のための一般的注釈

- この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)産品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)産品が、第四章(繊維及び繊維製品章)及び第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。
- この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、
  - (1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。
  - (2)産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。
  - (3)この附属書の付録に定める供給不足の物品の一覧表については、この附属書に定める品目別原産地規則に照らして解釈するものとする

### 2 品目別原産地規則

- この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

#### 【参考】

■この概要において、「CC」とは、産品への他の類の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち類の変更)が行われたことをいう。

■この概要において「CTH」とは、産品への他の項の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち項の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTSH」とは、産品への他の号の材料からの変更を示す。産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち号の変更)が行われたことをいう。

■「第・・・類/項/号からの変更を除く」とは、その類/項/号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

関税分類番号	品目別原産地規則の概要
<b>第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</b>	
4202.12	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.22	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.32	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
4202.92	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る)
<b>第 50 類 絹及び絹織物</b>	
50.01 - 50.02	CC
50.03 - 50.05	CTH
50.06	CTH(第 50.04 項から第 50.05 項までの材料からの変更を除く。)
50.07	CTH
<b>第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</b>	
51.01 - 51.02	CC
51.03	CTH
51.04 - 51.05	CC
51.06	CTH(第 51.07 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.07	CTH(第 51.06 項又は第 51.08 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.08	CTH(第 51.06 項から第 51.07 項までの各項又は第 51.09 項から第 51.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.09	CTH(第 51.06 項から第 51.08 項までの各項又は第 51.10 項の材料からの変更を除く。)
51.10	CTH(第 51.06 項から第 51.09 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.11	CTH(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 51.12 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.12	CTH(第 51.06 項から第 51.11 項までの各項、第 51.13 項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.13	CTH(第 51.06 項から第 51.12 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項又は第 55.09 項から第 55.10 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 52 類 綿及び綿織物</b>	
52.01 - 52.03	CC
52.04 - 52.07	CC(第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号又は第 55.01 項から第 55.07 項までの各項の材料からの変更を除く。)

52.08	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.07 項までの各項、第 52.09 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.09	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.08 項までの各項、第 52.10 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.10	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.09 項までの各項、第 52.11 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.11	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.10 項までの各項、第 52.12 項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
52.12	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.11 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 53 類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物</b>	
5301.10 - 5301.29	CC
5301.30	CTH
53.02 - 53.05	CC
53.06 - 53.11	CTH
<b>第 54 類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</b>	
54.01 - 54.06	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 55.01 項から第 55.07 項までの各項又は第 55.09 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
54.07	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
54.08	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 55 類 人造繊維の短繊維及びその織物</b>	
55.01 - 55.02	CC
55.03	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号又は第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号の材料からの変更を除く。)
55.04 - 55.05	CC(第 54.01 項から第 54.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)

55.06 - 55.11	CC(第 52.01 項から第 52.03 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号又は第 5403.42 号から第 5405.00 号までの各号の材料からの変更を除く。)
5512.11 - 5512.21	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.29 号から第 5512.99 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
5512.29	CTH(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.05 項から第 52.06 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.11 号から第 5512.21 号までの各号、第 5512.91 号から第 5512.99 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
5512.91 - 5516.99	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.11 項までの各項、第 5512.11 号から第 5512.29 号までの各号又は第 55.13 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.13	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.12 項までの各項又は第 55.14 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.14	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.13 項までの各項又は第 55.15 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
55.15	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.09 項から第 55.14 項までの各項又は第 55.16 項の材料からの変更を除く。)
55.16	CTH(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.09 項から第 55.15 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</b>	
56.01 - 56.04	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
56.05	CC(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.04 項から第 52.07 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.01 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
56.06	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第



	5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5607.21 - 5607.29	CC
5607.41 - 5607.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
56.08	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.05 項から第 52.12 項までの各項、第 53.06 項から第 53.08 項までの各項、第 53.10 項から第 53.11 項までの各項、第 5402.31 号から第 5402.69 号までの各号、第 54.04 項、第 54.06 項から第 54.08 項までの各項、第 5501.20 号から第 5501.90 号までの各号、第 5503.20 号から第 5503.40 号までの各号、第 55.05 項、第 5506.20 号から第 5506.90 号までの各号又は第 55.09 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
56.09	CC(第 51.06 項から第 51.10 項までの各項、第 52.04 項から第 52.07 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5406.00 号までの各号又は第 55.01 項から第 55.11 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 57 類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物</b>	
57.01 - 57.05	CC
<b>第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布</b>	
58.01 - 58.03	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5804.10	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
5804.21 - 5804.30	CC
58.05 - 58.11	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
<b>第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品</b>	
59.01	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.02	CTH(第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
59.03 - 59.08	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.09	CC(第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
59.10	CTH(第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第

	55 類の材料からの変更を除く。)
59.11	CC(第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 54.07 項から第 54.08 項までの各項又は第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の材料からの変更を除く。)
<b>第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物</b>	
6001.10	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
6001.21 - 6001.99	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55 類又は第 56.06 項の材料からの変更を除く。)
60.02 - 60.06	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52 類、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 56.06 項又は第 55 類の材料からの変更を除く。)
<b>第 61 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</b>	
	○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 60.02 項又は第 5806.20 号の生地(弾性糸を使用したもの)を含むこの類の産品は、そのような生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。 ○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする
61.01 - 61.09	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.11	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.12 - 6110.19	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第

	5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.30	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.03 項、第 5506.30 号、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6110.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号の各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6111.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6111.30	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6111.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
61.12 - 61.14	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
61.15	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。

61.16 - 61.17	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
<b>第 62 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)</b>	
	<p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 60.02 項又は第 5806.20 号の生地(弾性糸を使用したもの)を含むこの類の産品(第 6212.10 号の産品を除く。)は、その生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。</p> <p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた場合に限り、原産品であるものとする。</p> <p>○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、日本の伝統的な着物又は帯については、一定の要件を満たしている場合には、原産品であるものとする。ただし、一又は二以上の締約国の領域において製造された生地から作られ、かつ、一又は二以上の締約国の領域において裁断及び縫合せの両方又は組立てが行われるときに限る。</p>
62.01 - 62.08	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6209.20	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6209.30	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6209.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
62.10 - 62.11	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)た

	し、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
6212.10	CC(ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。)
6212.20 - 6212.90	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
62.13 - 62.17	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 56.06 項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
<b>第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら</b>	
	○適用可能な品目別規則の規定にかかわらず、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むこの類の産品は、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において完全に作られた場合に限り、原産品であるものとする。
63.01 - 63.04	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.03 項、第 5506.30 号、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 59.03 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
63.05	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
63.06 - 63.10	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 59.03 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられるときに限る。
<b>第 66 類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品</b>	
66.01	CTH

第 70 類 ガラス及びその製品	
70.19	CTH
第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
9404.9	CC(第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5407.94 号までの各号、第 54.08 項、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 60.01 項から第 60.06 項までの各項、第 63.01 項から第 63.04 項までの各項又は第 6307.90 号の材料からの変更を除く。)ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方で行われ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられるときに限る。